

開会 午前 9時00分

開 会

議長（板谷 信君） ただいまから、平成22年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。

開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席していただいております。後ほど平成21年度一般会計及び特別会計決算審査と島田・榛原地区広域市町村圏協議会会計決算審査について報告をしていただきたいと思います。

諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月30日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案12件、認定9件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及び指定管理者監査の結果について報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 町長あいさつ及び行政報告

議長（板谷 信君） 今期定例会招集について、町長から行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。佐藤公敏町長。

町長（佐藤公敏君） 皆さんおはようございます。

平成22年第3回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には御多用のところ、全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

9月に入り1週間が経過しようとしておりますが、連日のように暑い日が続いております。今年の夏は6月から8月の平均気温が平年、これは1971年から2000年ということにありますが、この平均気温を上回り、我が国で統計を開始した1989年以降最も高かったということのようであります。その原因として、気象庁では1つとして、涼しいオホーツク海高気圧や寒気の影響を受けなかったこと、2つ目として、偏西風の流れが平年より北に偏り、勢力の強い太平洋高気圧に覆われたこと、3つとして、春まで続いたエルニーニョ現象で北半球中緯度の大気が暖められ、その状態が夏まで続いたことなどによるとしております。

この熱い中、民主党の代表選挙が告示され、菅直人首相と小沢一郎前幹事長の激しい一騎打ちが繰り広げられております。新代表は14日に決まることになっておりますが、事実上、日本の総理大臣を決める選挙となりますので、その帰趨がどうなるのか大変注目されるところであり、両陣営ともいやが上にもヒートアップしているところであります。

まさに厳しい選挙戦のさなかではありますが、我が国の経済は踊り場に差しかかっております。今年度後半から来年度にかけて景気が再び悪化し、マイナス成長に陥る二番底の懸念が出てきております。景気を牽引してきた輸出や生産の勢いが衰えるとみられる上、急激な円高が経営環境の悪化に拍車をかけているからであります。

2年前のリーマン・ショックで急降下した日本経済は、昨年1から3月期にどん底へと落ち込んだ後、輸出やエコポイント制度が投資する形で着実に回復してはりましたが、ここに来て偏重を来しております。製造業の生産量を示す鉱工業生産指数は、前月比0.3%と小幅上昇にとどまり、四半期ベースでは、7から9月期にはマイナスへと落ち込む可能性があるということから、政府の月例経済報告では、生産についての判断を前月の持ち直しから緩やかに持ち直しへと下方修正しております。

企業が生産に慎重になっているのは、米国では昨年2月に打ち出した7,870億ドル、約66兆円の景気対策費のうち約半分を今年3月末までに使い切って、政策効果が薄れる中、景気回復がペースダウンしていること、また財政不安がくすぶる欧州連合、EU圏も低成長になると見込まれていることなど、海外経済が減速しているからであります。

このようなことから、日本の輸出が鈍化することは避けられないとみられ、外需頼みの日本経済にとって輸出の弱まりは大変厳しいものになると思われれます。

さらに、個人消費の落ち込みも心配されます。政府のエコカー購入補助制度の終了により、10月以降自動車販売台数が1割分、これは月約4万台減るだろうと予想され、家電のエコポ

イント制度は、追加経済対策で来年3月まで延長される方向になりましたが、地上デジタル放送の完全移行までのテレビ需要が一服、来年夏にはテレビの市場規模が現在の3分の1程度にまで縮小するとみられるなど、耐久消費財の需要減だけで日本のGDPの1.6%に相当する8兆円程度がなくなる可能性があると言われております。

さらに、円高、株安で経営環境は一段と悪化し、円高は輸出の原則に拍車をかける大きなマイナス材料となっております。企業を取り巻く悪い流れは、家計をも直撃し、秋以降賃金は頭打ちとなるのではないかとみられ、輸出と個人消費の鈍化、生産低下、雇用環境の悪化という負の連鎖が懸念される中、経済成長率見通しを下方修正する民間シンクタンクが多くなっているようです。

いずれにしても、日本は人口減少による内需不足の経済構造となっておりますので、海外からの投資を呼び込んだり、国内投資を活発化させたりというような政策の強化が重要になってくると考えられます。

6月にまとめられた新成長戦略では、我が国の経済政策の呪縛となってきたのは産業構造、社会構造の変化に合わない2つの道による政策の失敗であるとし、第1の道は、公共事業中心の経済政策であり、第2の道は行き過ぎた市場原理主義に基づき、供給サイドに偏った生産性重視の経済政策であるとしております。その上で過去の失敗に学び、現在の状況に適した政策として、第3の道を進むとし、第3の道とは、経済社会が抱える課題の解決を新たな需要や雇用創出のきっかけとして、それを成長につなげようとする政策であり、その実現のための戦略が強い経済、強い財政、強い社会保障の一体的実現に主眼を置く新成長戦略であるとしております。つまり持続可能な財政、社会保障制度の構築や生活の安全網、いわゆるセーフティーネットの充実を図ることが費用を創出、雇用を創出するとともに、国民の将来不安を払拭し、経済成長の礎となるもので、セーフティーネットの確立、経済活性化、財政健全化は一体の関係にあり、強い経済、強い財政、強い社会保障の確保が互いに好影響を与えるWin-Winの関係にあるととらえるべきだというのであります。

8月30日の経済関係閣僚委員会では、雇用対策や消費拡大などを柱とする追加経済対策の基本方針を決定しました。この9月10日の閣僚決定を目指す経済対策は、雇用や消費など5分野が柱となり、財源として、経済危機対応・地域活性化予備費の残り9,200億円を活用するもので、今後の景気動向を踏まえ、必要な場合には補正予算の編成を含めた対応をとることも盛り込まれております。前年度決算の剰余金8,000億円の活用などを念頭に置いているとみられております。

また、6月22日には、地域主権戦略大綱が閣議決定されました。地域主権改革は、その意義を中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換する改革であり、国と地方公共団体の関係を国が地方に優越する上下の関係から対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が地域の住民として自らの暮らす地域のあり方について、自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に

基づいて改革を推進していかなければならないとし、憲法の理念のもとに住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようするための改革と定義づけております。

今後の工程としては、本大綱に基づく改革の成果等を踏まえ、地域主権改革の一層の推進に向けて平成24年夏を目途に地域主権推進大綱、これは仮称でありますけれども、を作成し、積極的に取り組んでいくとし、取り組みに当たっては、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層政治主導で集中的かつ迅速に地域主権改革を推進するとしております。また、今後は地方公共団体は地域主権改革の趣旨を踏まえ、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の实情に合った基準の設定や適切な施策等を講じなければならず、政府においては、地域主権改革のさらなる進展のため、第3次の勧告の実現に向けて引き続き検討を行うとしております。

地方6団体は、これに対して地方主権の確立にとっては、地方税財源の強化が不可欠であることから、地方税財源の充実確保を重要課題とすること、単なる関連論に終始することなく、具体的なスケジュール、目標等を盛り込み、実効あるものとするなどとの共同声明を行っております。

また、全国町村会では、平成23年度予算編成及び施策に関して要望を行っております。それによると、全国の町村の多くは農山漁村地域にあり、食糧の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など国民生活にとってはもとより、伝統や文化の継承などにより、心のよりどころとして国民の幸せのためにも大きな役割を担ってきた個性あふれる豊かな地域社会を実現するためには、国土の多彩な姿に見合ったような基礎自治体がそれぞれの地域の特性や資源を生かした施策を自主的・自立的に展開することが不可欠だとして、1つ、地域主権改革に関することとしては、市町村の強制合併につながる道州制は導入しないこと。2つ、地方財政に関することとしては、地方交付税の充実強化、地方が自由に使える一括交付金の制度化、地方税源の充実を。3つ目として、医療保険制度に関することとしては、新たな高齢者医療制度の創設に当たっては、現行制度の根幹を維持しつつも、国民健康保険の負担増とならない制度改革と市町村国保の広域化の推進を。4つ目として、少子化対策に関することとしては、平成23年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、地方へ負担転嫁せず全額国庫負担を、子ども・子育てシステムの構築に当たっては、町村の意見を十分踏まえることを。5つ目として、農林漁業に関することとしては、戸別所得補償制度の本格実施に向けた条件整備、農林水産基盤整備予算の充実・拡充、農山漁村の再生をなどであります。

私たちの町においては、地域産業がかつてないような厳しい状況にあります。低迷する農林業をはじめ、商工業、観光業、建設業あらゆる産業が大変厳しい状況にある中で、林業の振興、茶業の販路拡大のための調査・研究、プレミアム商品券の発行による商業振興、住宅リフォーム補助、交流人口増加を目指して地域資源を生かしたまちづくりや、広域的な連携

を深めるための街道づくりなど、地味ではありますが、活性化に向けたさまざまな事業を進め、また進めようとしております。また、安全安心のまち、健康な人々が暮らすまちを目指して、いろいろな施策を展開しているところでもあります。

これらの事業を効率的に進めるため、まだ無駄があるのではないかと、まだ改善の余地があるのではないかとという視点に立って、行政改革も進めております。行政評価については、昨年度は試行的に内部評価を行いました、本年度からは本格的に行ってまいります。

また、外部評価についても、来年度からの本格実施に向けて、近々行政改革推進委員会の皆様をお願いして評価をいただくという予定になっております。

10月には町長に就任して1年になろうとしておりますので、10月から11月にかけて、町民の皆様にもまちづくりへの御理解と御協力を求める場として、また、住民の皆様の御意見を伺う場として、町政懇談会を開催いたしたいと考えております。

これからも、町民の皆様の福祉の増進に向けたまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

9月議会は決算議会でもあります。平成21年度決算については、決算特別委員会を通して議員の皆様の審査をいただくわけではありますが、財政健全化法に基づく健全化判断比率については、20年度決算に引き続き4つの指標をいずれも適正基準の範囲内となりました。

本日は、同意1件、条例改正4件、過疎地域自立促進計画に関して1件、補正予算7件、決算認定関係9件であります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、開会に当たっての行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、太田侑孝君、3番、山本信之君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

議長（板谷 信君） 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 22 日までの 16 日間に決定しました。

日程第 3 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（板谷 信君） 日程第 3、同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由とその内容を説明いたします。

地方税法の定めにより、固定資産課税台帳への登録事項に関する不服審査機関として固定資産評価審査委員会が設置されております。

この審査委員会委員の 1 人である堀畑肇氏が平成 22 年 10 月 25 日をもって任期満了となります。つきましては、町の実情に明るく、行政に関して深い見識を持っており、委員としてふさわしい堀畑氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第 4 議案第 38 号 川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について

議長（板谷 信君） 日程第4、議案第38号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第38号、川根本町地域振興基金の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本基金条例は、合併特例事業債を活用し、平成18年9月議会において議決をいただき、9億5,000万円の借入れを行い、10億円の基金を造成しました。

当初は、償還終了までは、利子のみを事業費として活用できる果実運用型でしたが、その後全国の市町村からの要望により、前年度までの元金償還分を限度に、基金の設置目的に応じた事業であり、かつ市町村建設計画に位置づけられた事業の財源とする場合に限り取り崩しができるという活用の弾力化が図られました。

今回の改正は、この活用の弾力化に対応できるよう、基金条例の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告していました基金の現在の残高、それから取り崩しが可能な額は幾らなのかをお聞きします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

平成21年度末の現在高は、10億3,049万3,000円でございます。

2点目の取り崩し額でございますけれども、平成22年度末までの元金償還額が2億376万円が取り崩し可能な額でございます。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第38号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

### 議案第39号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長(板谷 信君) 日程第5、議案第39号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第39号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

議案3ページをごらんください。新旧対照表は2ページになります。

地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員にその全額を支払わなければならないとされており、しかしながら、平成22年4月、総務省が実施した調査において、条例の根拠なくチェックオフを行っている団体が全国で694団体、静岡県では本町を含む20市町あることが明らかとなりました。チェックオフとは、地方公共団体の会計機関が職員に直接給与を支給する以前にその一部を控除することを言います。具体的な例としましては、職員互助会の会費、団体扱いに係る生命保険料、静岡州市町村職員共済組合の貯金の積立金、勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金等の控除であります。

これに伴い、総務省は地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第254条の4(技術的な助言等)に基づき、チェックオフの適正化について、各団体が自主的に速やかに是正に取り組まれる旨の通知がされたところであり、本町においてもこの通知を受け、川根本町職員の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

まず1点目は、第21条に給与から控除することができるということで、10項目がここに列



記されているわけですが、実際にこの10項目すべてに当町の職員どなたかが対象者があるのかどうか伺います。

それから、2点目は、この項目のうちの(2)、(3)、(4)について、どういう内容なのか、書かれていることだけではよくわかりませんので、具体的にどういうものだという説明をお願いいたします。

議長(板谷 信君) 総務課長。

総務課長(西村太一君) ただいまの質疑に対しまして御説明をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、実際に10項目のすべてに対象者があるかということでございますが、22年の9月現在では(3)号、(4)号を除く各号に対象者がおります。各号の対象人員につきましては、ものによっては個人情報が含まれますので、控えさせていただきます。(3)号、(4)号については、いわゆる職員団体のことを示しておりますが、現段階においては、このような団体は登録されておられませんので、給与からの控除実績はありません。

次に、第2問の質疑でございます。(2)、(3)、(4)はどんなものかについての御質疑だと思います。(2)につきましては、川根本町職員互助会の福利厚生事業団の関係でございます。職員互助会の主たる目的は、会員の親睦と互助扶助を基調として、心身の研磨と助け合いの実施であります。事業内容につきましては、クリーン川根本町や文化鑑賞会などの教養及びレクリエーションの事業、スポーツ大会や人間ドッグ助成などの健康増進の事業、会員の慶弔に関する項目などであります。(3)号、(4)号は、職員団体を示しております。職員団体とは、公務員がその勤務条件の維持改善を目的として組織する団体またはその連合体のことを言います。公務員版の労働組合で、労働組合法の適用を受けず、公務員法制度上は職員団体と称しております。職員団体の登録の制度は、職員の自由にゆだねられており、職員が自主的かつ民主的に組織されることをいいます。登録されました職員団体は、地方公共団体の当局と交渉することができるとなっております。

以上でございます。

議長(板谷 信君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第39号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第40号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例 について

議長(板谷 信君) 日程第6、議案第40号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第40号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

町営バス南部路線につきましては、小井平・久野脇間を往復する「せせらぎ号」と役場から下泉駅を經由して壱町河内、久保尾、地名の各地区を往復する「やませみ号」の2台で運行しております。

利用状況ですが、昨年度の1日平均の利用人数は「せせらぎ号」小井平・久野脇線が39.7人、「やませみ号」役場・下泉線が3.2人、下泉・文沢線が2.3人、下泉・原山線が5.3人、下泉・地名線が1.3人となっており、どの路線も人口の減少、運転免許を保有する高齢者の増加などにより、年々利用者が減少しているのが現状です。

このような状況に加え、南部地域では現在でも公共交通機関が全くない地区もあり、また主要駅へのタクシー設置の要望の声もあったことから、タクシー的な運行を行うデマンド運行の導入を視野に入れた町営バスの総合的な路線の見直しの検討をバス路線対策委員会で行ってまいりました。

見直しについては、今年の10月を目標として協議を行い、その状況については、全員協議会でも情報提供を行ってきましたが、デマンド運行の導入に関する協議、調整が今後もあり、10月導入が困難であることから、かねてより町営バスの運行に要望のあった梅高地地区については、デマンド運行の導入に先行して、10月1日より町営バス「やませみ号」の路線とするよう条例を改正するものです。

なお、町営バスの路線変更については、国土交通省への手続上、国や県、民間の公共交通機関、住民の代表など14名で構成する地域公共交通会議での承認が必要となりますが、路線変更について決議をお願いし、承認をいただいていますことを申し添えさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

2点ありますけれども、1点目は、バス路線対策委員会では、南部路線の見直しに関して、バスが、バス停から自宅が離れていて利用できないことや、バス路線がない地区からなど下泉や徳山駅などにタクシーを置いてほしいという要望がかなり強く出されたことで、デマンドタクシー導入を検討し、それを続けてきて10月からNPOやシルバーへの委託も含めて実施するという計画が立てられていたんですけども、大鉄の了解が必要との理由で、10月の実施が難しい状況になりました。それで今回このようにバス路線、現行の路線に一つバス停を増やすということで、高手山にバス停をつけるというだけの見直しにとどまったわけですけども、今回これからあと大鉄との協議をどのように進めていく考えかお聞きします。

それから、2点目は、バスの運行管理委託の契約期間の見直しがあるということで、1年間にしてあり、9月30日でこの契約が切れることになってはいますが、デマンドタクシーの導入が実現するまでは、今の委託を延長する考えというふうに担当の方から聞いておりますけども、今回梅高回りを設けることで延長というだけではとどまらないのではないか、委託料の増額があるのではないかと思っておりますけども、どのように見込んで、対応する考えかお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをいたします。

2点あるかと思っておりますけれども、1点目はまとめると、今後大井川鉄道との協議をどのように進めるかということだと思います。御承知のとおり道路運送法の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、平成19年7月に川根本町地域公共交通会議が設置されました。委員は14名で構成され、町長が委員長に互選されております。メンバーは、一般乗合旅客自動車運送業者、一般貸切旅客自動車運送業者、県バス協会、住民または利用者の代表者、中部運輸局静岡運輸支局、運送業者の運転手の組織する団体、県の警察、県土木事務所、県交通政策室などで構成されていますので、幅広い見地から協議をすることとなります。

協議の整った案件が国へ許認可申請として挙げられるため、地域の運送業者である大井川鉄道の意見は、今後の本町の公共交通体系に大きな影響を及ぼすこととなります。地域において採算の合う事業でありますと、大井川鉄道も積極的に町民の足を確保する交通サービスを継続していたことは、容易に判断がつくところでございますけれども、モータリゼーションの普及、過疎化、少子化という社会的現象は、鉄道運送、バス輸送業においては、撤退を

余儀なくされたという認識であります。

このような中で、現在考えている南部地区の町営バスの見直しを年度末までに実施することを目標とし、大井川鉄道の考えを聞き、何が可能で何が不可能かの話し合いを継続していきたいと考えております。

具体的には、地域公共交通会議までに意見の調整を図るために、何度か大井川鉄道と話し合いを持ち、現在考えている体系に近い形で実現を図りたいと考えております。考える上においては、公共交通事業費、雇用、そして大井川鉄道の支援なども含めて、総合的に考えたいと思っております。

2点目でございます。9月30日で委託契約が切れる10月からの契約をするか、梅高へ回ることによる経費の増加はどのくらいかというような御質問だと思います。本年9月30日に1年契約の町営バス南部路線の委託契約が満了となります。バス路線対策委員会におきまして、現在見直しについて議論を重ねておりますが、国の認可を得るにはもう少し時間をかけなければならない課題がございます。当初は9月末までには見直し案を決定させ、10月から関係機関と新たな契約を済ませたいと考えておりましたが、現在契約を締結している業者と6カ月間の随意契約を締結して、本年度内は大幅な見直しを図らない路線で継続してまいりたいと考えております。年明けには新たな見直し案を決定したいと考えておるところでございます。

梅高回りにてどれくらいの増加かということでございますけれども、現在の走行距離にプラス梅高に回る距離の増加に伴う燃料費、サービス低下にならないタイヤの維持をするため、運転手の実働時間が50分増加することが主に増加要因であります。契約前でありますので、金銭的な、金額的な増加の詳細は現在算定中であるということで、御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。10番。

10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

1点再質問させていただきたいんですけども、6カ月間今の運行を延期をして大幅なその間の変更を行わないということで、それは同感できると思うんですけども、もう一つ答えの中に課長の答弁の中に、デマンドタクシーを用いたこれからの見直しをどのように考えているかということでは、現在バス対策委員会で担当の方から示された案を考えて、現在その案の形で大鉄との了解を得たいというか、協議をしていきたいというふうに答えられたと思うんです。だけど、担当の人は本当にバス対策委員会を開くたびに、ものすごく緻密な計画、実態調査、調べて出してくださるわけですけども、本当に頭が下がるわけですけども、それでも現在の案のままでは私はなかなか大鉄との理解というか、了解は得られないのではないかと、それより当初住民の方から要望があった大鉄の駅にタクシーを置いてもらって自宅までとか、必要なところへ連れていってもらいたいと、そういうことを大鉄さんにどれくら

いでやれるかという協議をなるべく住民の足を確保したい、利便性を向上させたい、それから大鉄の利用も進むようにしたいという観点で協議をしていくことが私は重要ではないかと思うんです。大鉄だけが事業者ではないよと、新しい住民の人たちの取り組みというか、参入も進めなければいけないという意見も一方ではあるかもしれませんが、まず大鉄の了解がなければ公共交通会議通らないということであれば、大鉄さんとのそういう住民の利便性を最も対応できる方法を大鉄さんと協議していくということが重要ではないかと思うんですけれども、今のままの案で考えている形ということについて、やはりそのままいくのかどうか確認させてください。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 方法ですけれども、委員会の方で内容を説明した中で、現在の方法でいくということをもっと考えております。ただ、いろいろ折衝する中で、今議員がおっしゃったように、いろいろな方法といたしますか、提言が逆にあるのではなからうかと思えます。それは委員会の方にお諮りをしまして、検討するような方向で足の確保ということに対して積極的に意見を取り入れて協議をしていくとそんな方向で進みたいと考えております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 委員会でも私も議会から委員に出させていただいているものから、なかなか運行についての協議というのはやりにくいというか、そういう時間的な制約もあってなかなか突き詰めた協議ができない状態ですけども、先ほど言ったような提案もしたいと思えます。

そして、もう既に今の考えている形ということでは、壱町河内路線とか南部路線とか、やませみ号の路線を廃止してデマンドタクシーに変えたいという、そういう形になっているわけですから、そこのところではやはり住民の方からまだ定期的なバスがなくなることに對する不安、タクシー1台、要するに委員会ではタクシーを1台で運行しよう、デマンドタクシーを1台で対応しようということですけども、この広い町内を1台のタクシーでそういうバス路線を廃止した地域の住民の人たちが本当に今よりサービスが低下することにならないかどうか、そこところをやはりきちんと対応していかなければいけないと思えますので、そのことに対して見直しもあり得るのかどうか、課長にお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 先ほど申しましたとおり、あらゆる角度で検討する中で、一番ふさわしい運行形態を模索していきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第40号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第41号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長(板谷 信君) 日程第7、議案第41号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第41号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、児童扶養手当の支給対象をこれまでの母子家庭のみから父子家庭の父まで広げるため、児童扶養手当法の一部を改正する法律、平成22年法律第40号が平成22年8月1日に施行されることに伴い、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令、平成22年政令第144号が平成22年6月2日に交付され、同年8月1日から施行されることから、これに準じて消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものでございます。

一部改正の内容としましては、消防団員等公務災害補償条例附則第5条第7項中に、今回改正される児童扶養手当法第4条第2項の関係各号を引用する箇所がありますので、法律の改正に伴い、附則第5条第7項第1号中の「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加え、これにより、児童扶養手当と消防団員等に係る年金たる損害補償との受給調整の規定を新たに父子家庭の父まで広げようとするものでございます。

児童扶養手当と消防団員等に係る年金たる損害補償との受給調整について補足いたします。

児童扶養手当とその他の公的年金等の受給調整については、児童扶養手当法の中で児童扶

養手当の消極的支給要件を定めて調整をしています。

例えば、父が国家公務員で公務により死亡し母子家庭となった場合、公務災害補償として遺族に支給される年金は、子供がいることによって加算されるため、このような母子家庭世帯には児童扶養手当を支給しないことにより調整します。しかし、消防団員等に係る損害補償の給付については、児童扶養手当法の中で調整対象とされていないため、消防団員等公務災害補償条例の中で支給調整をするよう規定しております。

これまで母子家庭における支給調整のみを規定してきましたが、児童扶養手当法の改正により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったため、父子家庭における支給調整を新たに規定することが必要となり、結果、本議案の上程に至っているところでございます。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第42号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定について

議長（板谷 信君） 日程第8、議案第42号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定につい

てを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第42号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定について、説明をいたします。

別冊の川根本町過疎地域自立促進計画、平成22年度から平成27年度版をごらんください。

この計画は、平成22年4月1日からの6カ年間の時限立法であります過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成22年度から平成27年度の6年間の計画について、御審議をお願いするものであります。

今回、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、過疎地域自立促進のための特別措置として、地域医療の確保、生活交通の確保、集落の維持及び活性化等の住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業などを新たに計画に盛り込むことができるようになりました。

また、過疎市町村における計画を策定する場合には、過疎地域自立促進特別措置法の第6条の規定により、市町村の議会の議決が必要ということで提案するものでありますが、計画策定に当たりましては、あらかじめ県と協議を行う必要がありますので、既に協議を行い、了承を得ておりますことを御了承ください。

それでは、川根本町過疎地域自立促進計画について説明いたします。

この計画におきましては、過疎地域の自立促進の基本的な事項、産業の振興、交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備、その他地域の自立促進に関し必要な事項を定めることとなっております。

別冊の計画の内容につきまして説明いたしますが、まず1ページからは、基本的な事項としまして、町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況及びそれらを踏まえた町の自立促進の基本方針について記述したものであります。

旧中川根町、旧本川根町とも、昭和56年4月の追加公示により過疎地域の指定を受けて以来今日まで30年間、まちづくりのための様々な過疎対策事業を実施し、住民生活の利便性は着実に向上してきておりますが、まだまだ実施・改善していかなければならない課題や、住民からの要望なども多く残されており、十分な水準には達していない状況にあります。

しかしながら、今後も町の状況は少子高齢化が進行し、人口は減少していくことが予想されると同時に、合併算定替えによる交付税等の財政支援も平成27年度から減少し、平成32年度には優遇措置がなくなるなど、依存財源に頼る当町にとって厳しい行財政運営が求められています。

このような状況を踏まえ、川根本町が自立していくための方針としては、総合計画の基本方針に沿ったものとし、美しい自然と豊富な資源を守り育て、町の主要産業であるお茶と観光を今まで以上に活用する方法で、だれもが安心して快適に過ごせるまちづくりを目指すこ



とを基本としております。

医療・保健・福祉の分野では、これまでに経験のない少子高齢社会を迎え、それぞれの分野が連携する中で、だれもが生きがいを持ち、生き生きと暮らすことのできる地域社会を目指します。

また、住民の生活のための基本となる国道・県道、あるいは町道・農道・林道といった道路の整備はもとより、情報通信基盤の整備を促進し、生活の利便性を高めていくこととしています。

産業と観光の分野においては、地域の主要産業であるお茶と林業の振興は、最重要課題であると認識し、産業の基盤整備はもとより、富士山静岡空港や新東名の利活用及び奥大井南アルプスマウンテンパーク構想などと連携した産業・観光の振興を目指します。

さらに、自然の活用という意味においても、本州唯一の原生自然環境保全地域の自然環境を守り、川根本町の自然が多くの人々のいやしの空間となるようなまちづくりを進めていきたいと考えています。

このほか教育の面においては、未来を担う子供たちのため、地域の特色ある教育を推進していくことや、生涯にわたって学び、自らを高め心豊かな人を育むふるさとづくりを進めていくこととしているほか、まちづくりはこうした多くの町民の皆様が主権者であることを基本とし、町民と行政の協働によるものであることを方針としております。

以上のような基本方針を具現化するための計画期間は、現行法の期限である平成22年度から平成27年度までの6年間とするものであります。

次に、各項目における具体的な現況と問題点及びその対策と実施計画につきましては、9ページ以降に記述をいたしております。

まず、産業の振興ですが、農業におきましては、農地の流動化をはじめ、総合的な茶業振興策を推進し、生産面では、高品質茶を安定供給するために地域農業単位に整備した共同緑茶生産加工施設の再編を進めていくとともに、緑茶を加工した新商品の開発や川根お茶街道を通じたPR、市場調査・研究のほか、持続可能で安心・安全な農業の構築、耕作放棄地を再生するための対策、インターネットや道の駅等を活用した農商工の連携による6次産業化を図るなどの基盤整備を進めていきたいと考えております。

林業につきましては、林道の開設・改良を推進し、山林の保育及び生産作業の合理化、生産コストの削減を図り、収益の向上を目指すと同時に、荒廃した山林対策として作業道の開設を補助し、間伐を重点的に推進して優良材の生産に努めます。あわせて、森林認証の普及啓発や木材の活用促進に努めるなど、様々な機会をとらえて森林の持つ有益な機能や必要性を多くの方々に情報発信し、林業への理解を深めていただきたいと考えております。

商業につきましては、近年多様化している消費者ニーズに対応できる品ぞろえのある店舗づくりや、周辺の景観にマッチした商店街環境整備を検討していくほか、地場製品の販売を促進するイベントの開催などにより、交流人口における消費者をターゲットとした商業活動

の展開を図っていきたいと考えています。

工業につきましては、これまで同様に若年者雇用型の企業の誘致に努めるほか、地域に密着した地場産業の振興のための農林産物の確保を中心とした起業を促進を図り、町内企業の連携や分業を推進するとともに、地域の中にある企業の経営者との懇談の機会を広げ、雇用の促進を図ることとしています。

観光につきましては、当地域を川根地域まるごと博物郷として長期的、安定的に運営するための人材育成や組織づくりに取り組むほか、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想を生かしたエコツーリズム、農林業をメインとしたグリーンツーリズムなどを推進するための人材育成や、町内外の観光施設のネットワーク化、地域資源を多面的に楽しめるレクリエーション地域の構築、SLやアプト式鉄道などの他の地域には資源を生かした広域的な観光ルート及びそうした環境を資源とした産業の開発などを進め、多くの人々が交流する活気と魅力あるふるさとのイメージの定着化に努めていきます。

次に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては、14ページから記述がありますが、まず道路につきましては、国道362号や青部・上長尾バイパスの完成を促進し、早期に全線一次改良を図るほか、歩行者の安全確保のための歩道設置とユニバーサルデザイン化についても整備を進めていきます。

また、町道の改良・舗装につきましては、集落間や公共施設を結ぶ路線については、計画的かつ重点的に改良を行っていくほか、茶園や山林の管理をはじめ、観光や生活道路的な側面を持つ農道や林道につきましても、積極的に整備を進めていきます。

電気通信施設等につきましては、災害時の情報伝達手段としての同時通報無線のデジタル化を図り、個別受信機の設置による送受信環境の改善を図ります。

また、2011年7月の地上デジタル放送への完全移行や、ブロードバンドの進展などに対応するため、テレビ難視聴地域対策、ラジオ放送の受信状況改善、インターネット接続環境の整備など、デジタルデバイドの解消を図り、情報通信の利用促進や普及に努めます。

地域間の交流につきましては、物理的交流を促進するため、富士山静岡空港の利活用や、国道・県道の整備促進をはじめ、集落間道路の整備、観光レクリエーション施設整備などを総合的に組み合わせて対応していきます。特に観光レクリエーション施設の相互連携につきましては、エコミュージアム構想や川根お茶街道、地域文化をとらえた日本風景街道などを展開していきます。

当町においての地域住民の交通手段は、自家用車が主となりますが、高齢者や児童生徒の交流を図ることを目的とした公共交通機関の充実を図ることが必要です。大井川鉄道は、本町の主要交通機関ですが、大井川鉄道を補完するため、町営バス運行における路線見直しや、デマンド運行、車両の増強等を図っていきます。

また、特に高齢化が著しい当町におきましては、高齢者等の外出を支援するため、外出支援サービス事業のますますの整備強化を進めていく必要があると考えています。

次に、生活環境の整備ですが、26ページからの記述になります。

まず、水道事業につきましては、良好な水の安定供給を図るため、町営施設の整備を計画的に推進するとともに、既設簡易水道施設の老朽化に伴う改良や、小規模集落の水道施設についても、順次近代的な施設への更新を進めていきます。

下水処理施設につきましては、当町のように集落が分散している地理的条件下では、全町的な規模での下水道の整備は困難なため、家庭単位での対策が効率的であり、合併処理浄化槽の設置を推進していきたいと考えております。

廃棄物処理施設につきましては、平成18年4月から本格稼働した田代環境プラザにより、環境負荷に配慮した直接溶融炉方式で処理されています。また、ごみの収集方法や減量化につきましては、計画的なごみの分別収集を進めるとともに、リサイクルを推進することを近隣市町と連携しながら進めていきます。

し尿処理につきましては、川根地区広域施設組合の施設を平成15年度に更新し、運用を開始いたしております。

これらの環境問題につきましては、廃棄物の排出量を減らしていくことや、排出する方法などにつきましても、より一層の住民の皆様への啓発や育成・支援が必要と考えています。

消防・救急施設につきましては、島田市の年次整備計画に沿って負担金を支出していくなど、施設や機器の更新を進めていきます。

また、地域の非常備消防につきましても、集会施設などを災害時の避難所として機能させるため、計画的に整備を進めるほか、災害時の情報伝達としての防災行政無線システムの整備を進めていきます。

公営住宅につきましては、多様化したライフスタイルに配慮した整備に努めるとともに、今後のUIターンを視野に入れた整備を検討していきたいと考えます。

次に、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進についてであります。31ページからの記述になります。

当町の高齢化率は、平成22年4月1日現在では40.9%となり、高齢者福祉は少子化対策とあわせ、当町の最重要課題の一つになっています。

高齢者の福祉につきましては、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、介護保険サービスや福祉・保健サービスの提供及び関連施設整備を行うほか、介護保険制度の見直しによる新しい予防給付対象者へのサービスの充実や、介護保険サービス非該当者支援についても配慮していきます。

また、緊急通報システムの設置促進による独居高齢者の安心の確保や配食サービス事業による食の自立支援と高齢者の見守り体制の強化及び外出支援サービス事業による高齢者の移動手段の確保など、自立した生活支援を図ります。

児童福祉につきましては、少子化への対策が急務となっておりますが、次世代育成支援行動計画に基づき、児童福祉施設や児童厚生施設等の充実を図ると同時に、地域子育て支援拠

点等で提供するさまざまな子育て支援サービスの拡充を進め、子供のいる家族が安心して暮らせる環境整備を進めます。

次に、医療の確保につきましては、33ページからの記述となりますが、地域の特性を考慮した医療機関の整備、保健医療従事者の確保・育成を図るとともに、総合的な医療供給体制の整備に努め、あわせて医療機材の設置についての助成等を行っていきます。

また、健康相談、健康講座による予防対策にも努め、各種予防接種の助成拡充や、へき地患者輸送手段の確立を図ってまいります。

次に、34ページからの教育の振興ですが、まず遠距離通学児童生徒の安全な通学手段を確保するため、スクールバスの更新や通学援助費の支給を行っています。しかし、今後は児童生徒数の減少に伴い、学校統合の必要性についても、検討すべき時期を迎えていると考えています。

社会教育の分野につきましては、町文化会館及び地区の集会施設等を核として、各種講座等を開催し、町民の文化意識の高揚を図るとともに、各種のスポーツ施設を整備し、スポーツを通じた交流を深めることを推進していきます。

地域文化の振興等につきましては、37ページからになりますが、ここでは川根地域まると博物郷構想や川根お茶街道推進基本構想、さらには大井川流域を軸とした日本風景街道を中心に、川根地域の文化や歴史などの魅力を広く伝えていくため、川根地域が一体となった取り組みを進めていきます。

また、町内には多くの国・県等指定の無形文化財等がありますが、町全域への呼びかけや学校教育を中心とした取り組みにより、継承者の確保を目指すとともに、衣装等の更新を進めていきます。

なお、県立川根高等学校と地元の4つの中学校による連携型中高一貫教育が行われており、地域の子供たちの生きる力の育成に力を注いでおりますが、小中高が連携した学校教育を実現するために、県立川根高等学校の存続を強く要望してまいります。

町内には図書館施設がないため、山村開発センターや町文化会館の図書室機能を補完し、町民の読書推進を図るため、町内の小・中・高の図書館を相互に貸借できる図書ネットワークシステムのさらなる活用と資源の共有化を図っていく考えであります。

次に、39ページから記述があります集落の整備ですが、合併により34の集落組織となり、その再編の必要性があるものの、それぞれに歴史等があつて多くの課題が残されていますが、生活基盤としての道路網の整備とともに、地区住民の皆さんの意見を十分にお聞きした上で、再編整備を行う考えであります。

さらに、住民参加型の地域づくり事業を展開し、コミュニティ活動を通じた集落活性化のための自助努力の意識高揚を図るほか、若者や都会からの移住希望者のための受け皿づくりを推進し、空き家対策・分譲などの対応も検討してまいります。

最後になりますが、その他地域の自立促進に関し、必要な事項につきましては、40ページ

の記述のとおり、現在当町は過疎の町であり、人口が減少して地域の活力は減退をしてきております。しかし、人口が少ないということは、それだけ個人個人の地域での役割が増え、活躍の場が多いということでもあります。

こうした過疎地域での自立を考える場合、住民の参画は不可欠であります。この地域を知り、魅力を発信し、地域づくりに参画する人材を育成するため、千年の学校等の事業の展開や、地域住民が自ら企画した事業等への支援を行い、地域間交流を図っていくと同時に、地域の自立促進を図ってまいります。

また、後継者の育成や若者の定住化を図るため、都会の独身女性を対象とした縁結び事業を展開し、さらに都市部の若者を山村協力隊員として受け入れを行うなど、都市と山村の交流促進や定住人口の増加及び地域の活性化に努めます。

その他、国際交流の推進を図り、人的交流に置ける人材育成や経済的交流における地域振興を図っていきます。

以上、川根本町過疎地域自立促進計画を策定いたしました。

よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

本案については、質疑、討論、採決は、定例会の最終日 9月22日に行います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開は未定です。終わり次第大会議室で全協を行いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 10時 12分

再開 午前 11時 55分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、ここで午後 1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時 55分

再開 午後 1時 00分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(第2号)

議長(板谷 信君) 日程第9、議案第43号、平成22年度川根本町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第43号、平成22年度川根本町一般会計補正予算、第2号の概要について、説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,617万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億792万5,000円としたいというものであります。

第2表では、債務負担行為について、新たに事業を追加したいものです。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいというものであります。

今回の補正は、千頭温泉調査業務等に係る温泉事業特別会計への繰出金、林道災害復旧事業費、クリーンエネルギー機器導入促進事業補助金及び住宅リフォーム推進事業補助金の追加が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般13ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は144万4,000円の増額です。これは、赤石太鼓車両更新に係る旧車両の売却収入を赤石太鼓基金への積立金及び役場本庁舎の修繕費を計上するものです。

第2項企画費は649万7,000円の増額です。これは、環境対策としてのクリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金、町営バス南部路線の見直しに伴うバス停表示の修繕費の追加及びまちづくり費においては、財源の更正であります。

第3項徴税费は194万3,000円の増額です。これは、軽自動車税申告業務一元化に伴うシステム改修費について負担割合の変更に伴う増額分の追加です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は93万9,000円の増額です。老人保健特別会計の精算に伴う繰出金を計上するものです。

第2項児童福祉費は63万円の増額です。これは静岡安心子ども基金を活用した地域子育て創生事業を利用し、藤川の子育て支援センターへ木製ベンチを設置するものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は209万4,000円の減額です。予防費は、当初子宮頸がん予防ワクチン接種について、償還払いを予定し、扶助費に計上しておりましたが、2つの医療機関と委託契約ができたため、一部を委託料へ変更するものです。健康増進費は、生活改善センターの冷蔵庫の購入と検診業務等へ国県の補助金が追加されたための財源更正です。診療所管理費は、いやしの里診療所事業特別会計の補正によるものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費は523万7,000円の増額です。これは、農家台帳の変更による管理システム改修費、数量調整円滑化事業、耕作放棄地再生利用緊急対策事業の追加

と、本年度の茶凍霜災害に係る利子補給金を計上するものです。

第2項林業費は850万円の増額です。これは林道八木線をはじめとした林道2路線の測量設計及び工事費を計上するものです。

第7款商工費、第1項商工費は2,044万9,000円の増額です。これは6月にも追加させていただきました住宅リフォーム推進事業補助金の増額と千頭温泉休止に伴う接岨峡温泉からの温泉運搬費用を3月までの実施分を追加及び千頭温泉調査業務に係る温泉事業特別会計繰出金を計上するものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は135万円の増額です。これは、沢間中央支線2号の分筆登記等の経費の追加です。

第2項道路橋りょう費は1,260万円の増額です。これは、町道家山線舗装維持修繕工事と町道地名中央線改良工事について、過疎対策事業債を活用し、増額するものです。

第3項河川費は500万円の増額です。これは、本年度実施した排水ポンプ点検において発生した修繕費と境川流木処理をはじめとした河川管理に伴う重機借上料を追加するものです。

第9款第1項消防費は181万9,000円の増額です。これは静岡地域消防救急広域化へ向けた運営協議会設立準備会負担金と南部地域同報無線屋外機バッテリー交換費用を追加するものです。

第10款教育費、第2項小学校費は32万6,000円、第3項中学校費は3万9,000円の増額です。これは要・準要保護児童生徒就学援助費の増加による追加を計上するものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は1,150万円の増額です。これは平成21年度からの繰越明許であります林道平田線において被害が拡大したため、本年度分として追加するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第9款第1項地方交付税は4,141万6,000円の増額です。本年7月に普通交付税が決定し、本町分は23億8,483万5,000円の交付となります。今回は支出の不足分を計上するものです。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は34万2,000円の増額です。これは、健康増進費における女性特有のがん検診推進事業への補助金として交付されるものです。

第14款県支出金、第2項県補助金は1,619万8,000円の増額です。これは民生費は子育て支援センターの木製ベンチ設置に係る補助金、衛生費は健康増進費における歯科保健対策事業への補助金、農林水産業費の中山間地等直接支払推進費補助金は対象地測量事業へ、数量調整円滑化事業費補助金は関係事務費へ、農地制度円滑化事業費補助金は農家台帳システム改修事業へ、耕作放棄地緊急対策事業費補助金は多面的機能を持つ農地推進確保対策事業へ交付されます。消防費は、静岡地域消防救急広域化運営協議会成立準備会負担金へ、災害復旧費は、林道平田線災害復旧工事へ交付されます。

第15款財産収入、第2項財産売払収入は60万円の増額です。これは赤石太鼓車両更新に伴

う旧車両の売払収入です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は49万8,000円の増額です。これは、前年度の介護保険事業特別会計への一般会計繰出金について、実績に基づき繰入金として精算するものです。

第19款諸収入、第5項雑入は592万5,000円の増額です。これは、軽自動車税システム改修費、2010中国上海万博博覧会出展助成金及び耕作放棄地再生利用緊急対策事業交付金は、多面的機能を持つ農地推進確保対策事業へ交付されるものであります。

第20款町債、第1項町債は1,120万円の増額です。これは町道地名中央線改良工事にかかるものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般4ページをごらんください。

本年の茶凍霜害について、平成22年度災害分を川根本町災害対策資金利子補給事業としてお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般5ページをごらんください。

町道地名中央線改良事業に係る過疎対策債を1,120万円追加し、起債限度額を7,470万円に補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。6番、原田君。

6番（原田全修君） 原田でございます。

本日の一般会計補正予算につきましては、さきに通告をしてありました当初の計画であった中国市場の開拓ですね、これは歳出の2款2項3目まちづくり事業費、市場開発調査研究予算、ここの中の当初の計画であった中国市場の開拓を国内市場の開拓に変更する理由及び市場開拓戦略の中の平成22年度の位置づけについて何うというふうに通告をさせてもらってありましたが、先ほどの全協の中で原案につきましては、修正があるという行政の方からのそういう説明の中で、今回中国市場の開拓を国内市場の開拓に変更するところまでは、今回は補正としては出せない、出す時期ではないという判断がされたということで、これは了解をいたしました。しかし、この件につきましては、今後課題として残るわけであり

ます。そして、私は今回これについて質問する予定であったわけなんです、今後この課題が残されるということとあわせて、川根茶の市場開発調査研究という研究なるものが、実は平成22年度の単年度で終了するものではなくて、平成22、23、24年の3カ年で3,000万円という計画がされていたのだということ、これは平成22年4月以降本年度が開始された以降に知ったわけであり、こういったことで、今後の市場開拓戦略というものをどのようにしていくのかということをやはり根底に我々が認識をしていないと、今後のこういった審議に



もなかなか難しいところが出てくると思いますので、3カ年3,000万の予算といいますか、計画が後ろにあるという、それをどのように2、3年間を進めていくのかというようなその点についての説明をしていただければということで、当初の質問の予定を変えて質問にかえさせてもらいたいと思います。お願いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 原田議員の質問にお答えをいたします。

当初中国市場を中心としたお茶の市場開拓ということで計画をしたわけですが、経緯につきましては、議員も御承知のとおり、議員の議論、あるいは茶業関係者等の御意見を伺う中で、必ずしもその中国が優先すべき市場ではないというような判断もいたしております。そういう中から国内を中心として、もちろん海外も将来の市場として念頭に置いていくわけでありまして、そういう中で今回の補正の中でお願いをしていこうということでございますけれども、ここの部分については、今回の全協のお話の中で議員からお話のあったとおりの経過を経てきたわけでありまして、

過疎計画の中に3年間最大1,000万円ずつということで、3年間の茶市場の開拓、調査、研究ということでの事業費が載っている、これをどう進めていくかということでございますけれども、まず基本的に最初の部分で幾分つまづきかけておりますので、そういう意味で時間をかけてもう少し慎重に練ったらどうだというようなことからきょうに至っておりますので、そういう中でプロジェクトチームをつくって、町を挙げてのプロジェクトとして進めていこうとしているわけでありまして、基本的になぜその茶業の振興について町があえて不得手な流通の部門に手を出すのかということでございますけれども、まず基本的に茶業というのは、まず生産者があってその部分農業があるわけでありまして、農業といえますのは、土地の保全といえますか、国土保全そういう大変重要な役割を担っているわけでありまして、森林が荒れる、農地が荒れるということになりますと、町民の暮らしの安全、安心を確保するという部分にも大きな支障を来すということで、基本的には農業としての茶業、これを何とかこの地域に残していきたい、そしてこの大井川上流の川根という地域の風景を構成するとともに、観光の皆様方にも茶園の広がるこの沿線をアピールしていきたいという思いがあります。そういうことで、農家が生きていくためには何をしてお茶が売れる状況、そういうものをつくっていかねばならないだろうというふうに思います。

そういう中から、茶の流通拡大、販売拡大のための調査研究を進めていきたいということで進めてきているわけでありまして、残念ながらその進め方について皆様方の御理解をまだいただくところに至っていないわけですが、これからプロジェクトチームの中でその部分、3年間ということの中で計画を立てて進めていきたい、そう思っています。

いずれにしても、この川根から川根茶がなくなるという事態は、大変な、大きな重大なことだというふうに思っております。何としましてお茶を守り、お茶のある川根地域をアピールしていくことが今課せられた行政の中でも大きな仕事だというふうに思っております。そう

いう意味合いでこれからもお茶の、あえて流通ということでございますけれども、茶業関係者、茶業組合ですとか、あるいはいろいろな組織がございますので、その皆様方、あるいは御意見も伺いながら進めてまいりたいというふうに思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 今の町長のお話ですと、改めてこれからの3年間を計画の期間として慎重に進めていきたいというような表明がありました。さかのぼって3月8日の予算審議のときには、行政側のほうも非常に強い決意で、中国等戦略的市場開発調査研究事業についてということで説明がありましたし、非常な情熱を持って行政主導で進めていくというような意思表示があったわけなんですね。今回やや挫折しかかっていると、きょうはその提案があるわけではないんですが、中国市場をもう一度どうしようかというところで、再検討してみるということになるかと思うんですが、そういったようなことも含めて、中国等という当時言っていたのは、アメリカ、あるいはそのほかの諸外国含めた海外市場戦略ということを考えていたということなんですが、これから今後12月になるのか、いつになるのかわかりませんが、補正が挙がってくるときにはそういったところをやはり意識した上で提案がされると思いますので、今のうちに腹づもりといいますか、その辺のところをお聞きをしたいと思っております。

6月にスタートしたというプロジェクトチームなんですが、その中では当面3年間の目標は川根茶ブランドの確立とするという、そういう目標を立てられた、そして平成22年度は、川根茶、川根本町の認知度を高めることに設定したということで、明らかに当初の中国戦略とは方向転換をしてくるだろうというふうに思っております。

そういったことで、これからのやり方についてもやはり行政主導で行っていくのか、そのところをもう一度確認をさせていただきたいなということでもあります。3年間の目標、川根茶ブランドの確立、この辺のところも、もしもうちよっとわかるようで、具体的なものがあるようでしたらこのプロジェクトのチームリーダーであります、副町長でも結構でございますので、参考までにお聞かせ願えたら幸いです。

以上です。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問の中に3年間というか、その中で川根茶の今後の取り組みという中の御質問であります。当然この川根茶、今まで営々と築いてきた、先代の築いてきたこの川根茶というのは、やはり私は世界に誇れるそういう財産だというふうに思っております。その財産をやはりブランドとして世界に発信していくという、当然国内もそうですけれども、そういうことは必要であろうかと、ただブランドとして発信しただけでは何もならないものですから、そこはやはり売れるお茶にしていかなければならないし、それが例えば2万円であれば2万5,000円であるというふうにより高く売れていくと、そういう

礎というんですか、そういう方向に向かっていかなければならないし、そのためにはやはり最終的に行政がということではなくて、流通される方々が最終的にはそこで強い意識というんですか、そういうものと努力を持ってされなければそれは成功しないことでありますので、まずは行政はそういう切り口をしていかなければならないし、そしてあとは広報へ回って支援をしていなければならないというふうに考えております。そういうようなことをプロジェクトチームの中でも話し合いをさせていただいたと、今回はちょっと性急であったということで、大変反省はするところでありますけれども、これは継続的にやはり粘り強く検討していかなければならないというところであります。

以上です。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） 今、副町長の説明を聞きましてやや安心したところがあります。行政主導を進めるんだという強い意思表示が3月8日にはされたわけなのですが、やはり今チームリーダーの副町長がおっしゃったように、行政というのはやはり仕掛け、仕組み、そういったようなものは確かにつくることの必要はあると思うんですが、今お話しの中にありましたように後方支援という言葉、これは非常にいい言葉だろうと思っておりますが、ぜひ民間主導といいますか、民間活力をまず使った政策をぜひつくってってもらえるような指導、支援をお願いしたいと思っております。

前回、私お話しさせてもらいましたようなこの地域には、やはり若手経営者で本当にこの地域のこの川根茶にこだわりを持って何とかやっていこうではないかというこだわりのお茶づくりをするメンバー、チーム、あるいは日本一のお茶づくりを目指す従来の川根茶の名声を何が何でも保っていこうとする、頑張りをしてくれている若い人たちがいるわけですので、こういった人たちの力こそぜひ結集して、新しい国内市場戦略というものを組み立てていただけるようお願いしたいなと思っております。それについての何かコメントがあるなら教えていただきたいと思えますし、そうでなかったらこれで私の質問を終わります。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 先ほど言いましたように、まさしくそういうところがこれからの地域、この地域川根地域を興していくときには重要なことだと思えますし、それがいわゆる協働ではないかというふうに思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

何だか皆さんは納得している状況で、私にはキツネにつままれているようでわからないわけですが、先ほど全協を開いて、まちづくり事業費の財源更正だけにして、8節から後の部分は予算組み替えをするのではないかというふうにそういう話で終わったのではないかと感じていたんですけれども、結局このままこの補正予算で審議して議決するということ

なんですね。

議長（板谷 信君） 答弁しますか。その部分でいいですか。

10番（鈴木多津枝君） いや、ほかにあるんですけども、そこをまず聞かないと。

議長（板谷 信君） 全部一遍に言わないと、もうあと質疑許せんよ。

10番（鈴木多津枝君） そうですね。

そのところをまず最初に確認したいと思います。

それから、通告した質疑の順に従って質疑を行いたいと思います。

まず、13ページの2款1項9目で庁舎管理費、11節修繕料84万4,000円が本庁舎の修繕費だということで、私事前にいろいろほかのことは聞いたんですけども、ここを聞き落としたものですから、どういう修繕なのか説明を求めます。

それから、13ページの2款2項3目まちづくり事業費で、県から入る上海万博出展助成金、財源更正のところでですけども、240万7,000円は、上海万博等訪問経費277万7,000円のうち助成金対象経費となる分だという説明があったわけですけども、上海万博等訪問経費277万7,000円というのは、当初予算のどこに計上されていたのか、財源更正することですので、はっきりさせていただきたいと思います。

それから、最初に聞きましたのは、通告には8節から13節の委託料までのことを質疑通告をしてありますので、そのところの答えがいただけないと質疑をしたものか、取り下げたものかというのがわからないわけですけども。

議長（板谷 信君） それではここだけ後でいいよ。

10番（鈴木多津枝君） では、後で追加していいという議長の明言がされましたので、そこは飛ばします。

17ページですけども、6款1項4目の地域農政総合推進事業費、19節多面的機能を持つ農地推進確保対策事業費補助金210万円ということですけども、この補助の内容についてお聞きいたします。

それから、次の6款1項5目の茶業推進対策費、19節で茶災害対策資金利子補給金9万7,000円が出ているんですけども、お茶の凍霜害被害者への支援ということで、ほかに考えているのかどうかお聞きします。

それから、次の続いて6款2項5目の林道費850万円の増額なんですけども、測量設計委託料で240万円、八木線と蕎麦粒線で、工事請負費610万円の方は蕎麦粒線と飯山線の工事請負費だという説明だったんですけども、これについて工事の必要性ですね、八木線は民家があるんですけど、ほかのところについてはこの道路について林道ですので、民家は問題ではなくて、隣家のほうの要望があったのかどうか、そういう説明をお願いいたします。

それから、18ページの7款1項3目観光費の282万円の増額ですけども、これは千頭温泉へ接岨温泉から源湯運搬を延ばすための3月末までに必要な費用の計上の補正だということですけども、委託料が当初192万6,000円に対して163万8,000円の増額で、当初額より補正額

の方が15%少なくなっていますが、車両借上料は当初76万5,000円に対して補正が102万円ということで、増額ということで、これは当初予算より3割以上も車両借上料が増えていますけれども、同じ期間の延長にしてはどうしてこのようなばらつきがあるのか説明を求めます。

それから、20ページの8款3項2目の河川維持費ですけれども、重機借上料で460万円の増額について、250万円は箇所づけなしで予算計上ということですが、あとの210万円は境川線の流木処理とか、土砂の運搬、排除などだと思いますけれども、そのための重機借上料とのことだったんですけれども、境川線のこの210万円、重機借り上げにしてはどれくらいの期間なのか、土砂の量とか排除する量をどれくらいに見積もっているのかわかりませんので、何か金額的には多いのではないかと思いますので、積算根拠をお聞きいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） それでは、一番最初の御質問のところで説明させていただきます。

今回予算を提案させていただくという中で、当初予定しておりました企画費のまちづくり事業費につきましては、こちらの行政側としても非常に性急であったということと、また詰めの部分ということで非常に反省するところも多いという中で、今回この8節、9節、11、12、13節の予算補正については取りやめさせていただくという中で、ただこのまちづくり事業費については、2010中国上海万博博覧会出展助成の歳入の財源更正のみとさせていただくというものでございます。

なお、この予算の説明資料の方は後ほど差し替えをさせていただくと、議案については、減数項目ではございませんので、財源更正という形で御了解をいただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 13ページの2款1項9目庁舎管理費の修繕料の84万4,000円は、本庁舎の何の修繕かとの御質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けると4つになりまして、第1点目は、庁舎駐車場の修繕でございます。続きまして、第2点目は、庁舎の浄化槽の修繕がありまして、これに伴う補正でございます。3点目は、庁舎防災設備の修繕でございます。最後でございますけれども、緊急修繕対応用に補正予算を計上し、合計84万4,000円でございます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 17ページの6、1、4ですが、地域農政総合推進事業費、19節多面的機能を持つ農地推進確保対策事業費補助210万円の補助内容とはということですが、これは耕作放棄地再生利用緊急対策事業費補助金でありまして、地区は奥泉地区の耕作放棄地約30アールへ紙の減量となるミツマタの植栽を計画しております。この事業は補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1の10割補助になります。内容的には、荒廃した茶園を刈り払

い、伐根、粉碎、耕起、整地、土壌改良までの経費を見込んであります。

それから、6、1、5の茶業推進対策費ですが、凍霜害の支援のほかに考えていることはありませんかということですが、現在のところ茶災害対策資金利子補給のみですが、近隣市町と協調しながら、その他の支援策を考えていきます。

なお、一部報道で島田市の追加支援策が報じられておりますので、島田市の担当とも協議させていただきまして、支援するかどうかも含めて川根本町としての支援策を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、6款2項5目の林道費、測量設計委託、八木線と蕎麦粒線、それから工事請負費の蕎麦粒線と家山線、これらの工事の必要性の説明をという御質問でございましたけれども、最初に測量設計委託の林道八木線でございますけれども、施工箇所は白沢温泉もりのいずみ、この駐車場からバンガローの管理棟付近までの区間になりますが、この間の前後は既に改良済みでございますけれども、この区間につきましては、未改良で幅員も狭く、車両のすれ違いも困難な状況でありますので、通行の安全を図るために改良工事を実施したく、今回測量設計を行うというものでございます。

次に、林道蕎麦粒線の測量設計委託でございますが、林道蕎麦粒線は皆さん御存じだと思いますけど、山合いのダム等を結ぶ林道でございますして、施工箇所につきましては、7月16日になりますけど、路面が一部陥没いたしまして、4日間ほど通行止めとなった箇所でございます。この陥没の原因につきましては、路肩コンクリート擁壁の根もとから土砂が流出したということによるものでありました。現在は応急工事を実施し、通行可能となっておりますけれども、今後同じような被害を防止するということで、コンクリート擁壁の根もとを固める工事を施行したいと思い、今回測量設計委託費を補正するものでございます。

それから、工事請負費の蕎麦粒線と家山線でございますけれども、蕎麦粒線につきましては、先ほどの測量設計委託の実施箇所のすぐ近くになりますけれども、路肩にあります既設の構造物、これが一部沈み込みまして、現在片側通行の状態で行っており、安全な通行に支障が出ているといった状況でございます。この付近では国の直轄治山や森林管理所の治山事業等が現在行われておりまして、大型の車両も頻繁に通行いたします。また、これから紅葉の季節を迎えまして、一般観光客の車両も多数通行いたしますので、これらの車両の通行の安全を図るため、工事を実施しようとするものでございます。

それから、林道家山線でございますけれども、林道家山線は久保尾地区から島田市川根町を結ぶ路線でございますして、通勤道路としても多くの利用者がある交通量の多い林道となっておりますけれども、舗装の傷んだ箇所が複数箇所ありまして、車両の通行に支障がありますので、安全を図るため舗装工事を実施しようとするものでございます。

それから、この工事につきまして地区からの要望があったのかという御質問もございませ

たけれども、林道八木線の改良工事と家山線の舗装工事につきましては、地元からの要望がございました。

それから、8款3項2目河川維持費で境川の210万円、これの積算根拠はという御質問でございますけれども、今回の補正は平成19年の台風によりまして、普通河川の境川に流出をいたしました流木処理にかかわるもので、場所は境川ダム上流になります。この積算根拠ということでございますけれども、今回処理しようとする流木につきましては、根がついたままの杉、ヒノキ等で、大小合わせて約150本ほどになります。210万円の積算の内訳ですけれども、この流木の処分場までのトラックへの積み込み、運搬費用、それから処分場での処分費、これを含んだ金額でございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 18ページですが、7、1、3の観光費、この中で車両借上料が同じ6カ月分ですが、差が生じているのはなぜかその御質問ですが、今回の補正は温泉の運搬業務を3月まで実施する計画でありまして、今までの経費を精査したところ、10月以降分が不足ということになりまして、今回補正をお願いするものです。

車両借り上げにつきましては、借り上げにつきましても10月以降6カ月分102万円をお願いするものですが、当然ながら前期分も同額が必要となり、不足を生じますが、現在節内での運用でできるという判断のもと、このような予算を計上させていただきました。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。10番。

10番（鈴木多津枝君） 今の温泉運搬の車両借上料なんですけどね、一昨日ですか、金曜日ですね、課長に電話で同じような説明を聞いたわけなんですけども、もう少し丁寧に説明してくださったと思ったんですよ。今の説明ではなぜ車両借り上げの方が同じ期間なのに3割も増えていて、委託料の方は精査してこれだけ当初予算半年分みたけれども、それだけかからなかったというか、様子を見て減額が今度は半年ではできる見通しになったということなんですけれども、車両借り上げの方をもう少し丁寧に説明をしていただきたいと思います。

それから、一番最初の庁舎管理費の修繕料のところなんですけども、修繕料の内訳で本庁舎の駐車場というのが入っていたんですけども、駐車場はまだ整備してそんなに年数たっていないし、どういう修理が必要になったのか、何か壊れたのかどうか、そのところの説明を求めます。

それから、先ほど最初の質問のときに、まちづくり事業費のところの8節から13節についてという質問も通告しているがと言ったんですけど、これは議決要件には入っていないので、この議会が終わり次第、ここのところをすべて削除する説明書を、資料を提出してくれるということで理解していいか確認をいたします。

それから、次の17ページの6、1、4ですけども、多面的機能を持つ農地推進確保対策事

業費の内訳なんですけども、奥泉地区のグループの人たちが耕作放棄地対策というか、事業をやるということで、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で、要するに10割の補助だという説明も、これも事前に聞いたんですけども、そのときも電話でこれは何月議会だったか、昨年の8月の議会にいただいた耕作放棄地調査結果についてという資料があるんですけど、そのところで4ページに耕作放棄地減少対策事業への予算の補助率というのが書かれているんですけども、100%というのではないんですね、ここには。事業費の補助率としては10分の7というふうにほとんど10分の7になっていますし、その上に書かれている農地維持確保推進対策事業費では、定額というふうに書かれていて、ほかに要綱か何かで100%ということが示されているのか、その100%つくということはやりやすいことだからいいことなんですけども、今回だけ特別ということではなくて、これはきちんと町の制度としてこういう10割の補助があるんだよということなのかどうか、この点を確認したいと思います。

それから、その次の茶業推進対策費の利子補給9万7,000円ということなんですけども、非常に少ない金額で、総額0.75%の利子補給ということで計算すると、この借り入れ額は1,300万円ぐらいになるんですか、ですけれども、お茶やっている人たちが借りることも怖くて借りられないよという声を、苦しくても借りることもできないんだという声も入ってきます。そういう中で、今課長さんが事前のレクチャーやったときに島田市のことを言いましたら、先ほど島田市と協議して当町もどういうふうに追加支援を、島田市が出してあるものですから、それについて協議をして考えていきたいということなんですけども、島田市では肥料代、農業用水の使用料、それから市税の徴収猶予という、このところはおっと思うような支援策なので、行う方針を示して、総額でこの追加支援策で5,000万円を見込んでいるという、今回の補正には利子補給だけなんですけども、市長の話が新聞記事に載っていました。

当町も借りる力もないよと言っているお茶農家の、町長が先ほども言われましたように、本当にそういう生産者を守っていかないと農地、国土というか、保全もできていかないわけですから、何とか利子補給だけではなくて、島田市に準じたというか、これが当町の茶農家の人たちに待ち受けられた補助かどうか、支援かどうかわかりませんので、例えば今雨が降らなくてとても茶畑が乾燥していると思うんですよね。私はお茶のこと全くわかりませんが、これだけお天気が続けばお茶の木だって芽が出るときに霜で、冷害でやられて、またこの日照りでというと非常に傷んでいるのではないかと思います。来年度の成果も本当に心配しているのではないかと思いますから、そういうときに例えば水をもっとかけられるようにプールの水利用ができるようにするとか、何かそういう支援なども考えるべきではないかと思うんですけれども、行政は、なんか島田と協議してと、島田と足並みをそろえてということ、島田というか、近隣と足並みをそろえてということを言われていますけど、自分のところで自分の町の茶農家を守るという姿勢から、こういう支援も考えていますという説明、答弁はないんでしょうか。再度お聞きいたします。

それくらいをお願いします。



議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） それでは、最初のまちづくり事業費、総務費、企画費の予算のところですけども、御質問の中にありましたように、8節から13節については、提案をしないということでありますので、その御質問の中にもありましたように、資料の方は差し替えをさせていただくということに御理解いただきます。

なお、議案については、議案項目については、款項が議決項目でありますので、そちらには影響しないので、そのままということであります。

以上です。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 先ほどの私のお答えに対してちょっと詳細が報告されてないということがございますので、庁舎駐車場の修繕でございますけれども、職員駐車場がございますけれども、そこの路面に陥没が見つかりまして、その陥没したところの修繕を考えております。これは質疑にはなかったのですが、庁舎の浄化槽の修繕、これにつきましては、浄化槽の放流管の一部破損が見つかりましたので、その修繕を考えております。それから、庁舎防災設備の修繕につきましては、消防設備点検時におきまして改善指導が若干ありましたものですから、それを修繕をさせていただくということと、あとは緊急修繕対応ということで、既にもう早急にやらなければならない件が2件ほど出ているので、その分を今回84万4,000円を補正をさせていただくということになっております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 鈴木議員の耕作放棄地の補助事業の要綱なんですが、21年の8月当時は町単独の多目的関係の補助要綱でありまして、それ以降、国・県の耕作放棄地対策関係を載せた交付要綱、川根本町耕作放棄地再生利用対策事業費補助金交付要綱ということで、22年の2月8日告示第9号で示してあります。その内容というのは、町単独事業に国・県の補助事業、それをつけ加えまして、先ほど言いました10割補助という耕作放棄地の障害物除去事業、土壌改良事業、営農定着事業、それから施設等保管整備事業、これを追加させていただいております。

それから、凍霜害の関係ですが、島田市の支援策ですが、肥料・農薬年間予約供給額に対する助成が一つでありまして、農業用水の使用料の助成、それから市税の徴収猶予、そういった助成が入っておりますが、肥料・農薬等なんですが、県の方でも肥料・農薬の減肥料、減農薬等を打ち出している中ですから、支援することがいいかどうかというようなこと、また肥料・農薬支援については、被害程度の把握というか、そういうこともなかなか難しいところもあります。それから、肥料商からの肥料の購入等をしている農家もありますので、なかなか不公平感が出るようなことがあってはいけませんので、十分島田市とも検討して決めたいと思っております。

それから、島田市の牧之原畑地帯総合整備土地改良区にかかる事業に市が助成するというのですが、町の方にはそういう農業用水の使用料はありませんので、現在中川根中のプールの横に給水スタンドを設置して利用してかん水作業を行っておりますが、当町は県営の中山間事業で給水スタンドの整備を行っております。中川根南部地区が整備済みが3カ所あります。それから、中川根中北部地区これが6カ所本年度から整備を予定しております。それから、奥大井地区整備済みが4カ所ありまして、今年度以降2カ所追加整備をする予定でありますので、まだこのほかにも要望等があれば支援をさせていただきたいなとそういうふうに思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今の凍霜害に対する支援の関係でございますけれども、今の課長からお話のあったとおり、それぞれ例えば共同工場であったり、個人工場であったり、何か応援しようとするところと不公平感が出るというような部分があったりして、なかなかいろいろ検討しながらも形になってないわけですが、島田あたりも今回このようにいろいろな形で新聞等を見ますと、形が出てきたということで、私たちの町も誠に島田市というのは私たちの町と境界を接しているわけ、隣接する町でございますし、川根茶という共通のお茶の現場ということでもありますので、できるだけそこら辺は島田市並みにはやっていきたいというふうに思っています。

それから、町税の関係でございますけれども、被害を受けてなかなか大変だという状況でもございますので、島田市にもありますように、分納ですとかいろいろな形で対応していきたい、必要があれば国保税等についても今後検討していきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 18ページの観光費の関係ですが、もう少し詳しくということですが、車両借上げの当初予算につきましては76万5,000円ですが、これは予算計上するときに稼働日数で計算をさせていただき、計上しております。ですが、借上げの車両につきましてタンク等を備えつけてあるために返すときに外して返すというようなことなんです、それも不可能ということで、毎日借りるということになりまして、本来ですと6カ月で102万円ほどかかります。25万円ほど不足するわけですが、現在のところ節内での運用ができるということで判断をして、10月以降分6カ月分を計上させていただきました。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番。

10番（鈴木多津枝君） あと2点確認、1点ですか、まちづくり事業費の最初の13ページ、2款2項3目の上海万博出展助成金の財源更正、組み替えなんですけれども、当初予算のどこに計上されていましてかという質問に対しての答えをちょっと私しっかり聞いてなかったと思うんです。申し訳ないですけど、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

それから、もう1点、お茶の凍霜害被災者への支援について、本当に町長からとても心強い答弁がありまして、本当にこれ、島田市に足並みをそろえるというのではなくて、お茶が町の基幹産業であり、観光なんかの面でも茶原が本当にきちんと耕作されているということがとても大事な町ですので、茶農家、生産農家が続けられるようにぜひ励ましの支援をやっていただきたいということを申し添えて、1点だけ質問を最後にさせていただきます。

議長（板谷 信君） 最初の質問だけでいいだね。企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 上海万博等訪問経費の277万7,000円は、当初予算のどこに計上されていたのかという質問でございますけれども、当初予算の説明資料にもあったように、友好都市推進事業ということで、499万3,000円でありましたけれども、その中で利用するというような事業の推進を図りたいということについては、5月の全員協議会の席上だったと思いますけれども、その中で流用させていただいて事業を推進させていただきたいというようなことで、御理解をいただいたと私は認識しております。499万3,000円の中の内訳として、今回の事業についてですけれども、旅費が200万円、需用費が100万円ということで、300万円あるわけですが、その利用した事業費で上海万博の訪問経費ということで、活用をさせていただいて事業を行ったということです。ということで、流用をさせていただく中で、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑。8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 8番、中澤です。

今回の補正予算の中には千頭温泉の予算が入っておりました。私も少し住民に説明のできないことがありますので、通告をしておいたわけですが、先ほど全協で行政の方から説明がございましたので、十分理解できるのではないかと思いますので、通告の点はやめますが、ただ1点確認のためにお聞きしたいと思います。

千頭温泉、中央温泉研究所で調査していただきまして、6月の補正予算で240万の予算を使ったわけですが、そうした中に報告の中に、非常に湯量が少なくてもろもろの手段をしているときに湯が出なくなるという危険があると、そういう指摘を受けました。そして、総合的に見て千頭温泉は非常に難しい状況にあると、そういった説明があったわけですが、そうした中で、今度新たに温泉の洗浄と揚湯試験をやるという予算が出たわけですが、当然ながら加入している人たち4件の人たちですが、この人たちにこうした状況を先ほどの全協でも言いましたが、ちゃんと説明をして、そして行政の方で場合によっては断念しなければならなくなるかもしれないというようなことも当然考えるということでありましたが、その点を一度確認したいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 千頭温泉の関係でございますけれども、基本的には温泉管理条例の26条にうたってもございますけれども、温泉を廃止する場合ということについて、その受給者

側の責めに負う部分、要するに温泉は引いてあるけれども、現に使ってありませんとか、1号から8号まででしたか、いろいろ書いてあるんですが、廃止する場合については、その受給者の事情しか書いてないわけです。というのは、温泉が温泉である限り、今の契約では供給し続ける義務が町にはあるというふうに基本的に思っています。ただ、前回の調査と、それから今回また改めて清掃を含む調査ということで、工事まで入れてないわけですね。ということは、調査をしてその結果、必ずしも温泉が供給できる体制になるのかどうか、不確実な部分があって、あえていきなり工事費でとらないで分けた部分があるわけです。それは、皆様方の段階的な御理解も得ていかなければならないし、当然万一、温泉としての要するに温泉法でいうところの温泉、成分がある一定以上含まれているということと、温度が25度を保つ、そのいずれかが満たされていないと温泉として認められないわけでありますので、温泉としてその温泉法に合わないものはもう既に温泉ではないわけでありますので、そうなりますと、それは現実的にはこの温泉管理条例によっても供給できない話になってくるというふうに思っていますけれども、現に温泉としてその成分なり、温度なりを満たされるものがあるとするなら、これは何とか気持ちとしては供給を続けていきたい、そういう思いで今回の調査に乗り出すわけですが、それが温泉でなくなる状況が仮にあるとするなら、そこでしっかり説明をしなければいけないと思いますし、今それと問題になってくるのは、費用対効果といいますか、余りそこにこだわるべきでないというような御意見もございましたが、一応現在の利用状況を見てみますと、入湯税で宿泊者の数から類推するしかないわけですが、共同浴場の場合は入湯税をもらっていませんので、旬さんの場合には数に入っていないですね。

そういうことで、何としてもあそこに投資するお金に考えて、それに見合うなかなか収入というまでにはいかないわけですが、少なくともその温泉に来ていただく、お客さん誘致のための営業活動、そういうものはしっかりやっておく、そして、来ていただくことによってそれが周囲の施設に波及する、そういうことがどうしても大事な要素にもなってくると思いますので、そういうところも含めて、最悪の場合には断念せざるを得ないということもあり得ると思いますので、そういうことも含めてしっかり説明をしながら進めていきたいというふうに思っています。

基本的には何とか継続していきたいというのが本音でございます。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） いろいろこれは旧本川根時代の事業でありましたので、私たちいろいろわからないものですから、そうしたものが私を含めほかの議員の方にもわからないところが多かったものですから、いつまでもこれを、お湯を皆さんのところへやらなければならぬという義務責任を負ったまま町でやらなければならぬものかと、そうした心配をして、何とか何か記録に残るようなもの、あるいは契約書とかそうしたものがほしいなというようなことはありました。そうしたところで、この質疑は町長の言葉をちゃんとここで残したいと、そういったことで質疑をいたしました。

質疑を終わります。

議長（板谷 信君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第43号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第44号 平成22年度川根本町国民健康保険事業  
特別会計補正予算（第2号）

議長（板谷 信君） 日程第10、議案第44号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第44号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,791万8,000円としたいというものであります。

これは平成21年度療養給付費等の精算と国保の各種業務を行う共同処理システムの新システム移行に伴う改修費等に係る補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は42万円の増額です。これは平成23年度から原則、レセプトがオンライン化になります。今回国保中央会が開発している標準システムを47都道府県

が一斉導入することで導入費用の低減や多種多様なデータの活用が図られることから、この新システムへの移行に伴う本庁のシステムの一部改修費用を計上しました。

第2項徴税費は73万5,000円の増額です。これは本年3月、失業者の国保税について、給与所得を100分の30として算定する改正を行いました。この改正に伴うシステム改修費です。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は60万円の増額です。これは21年度実績確定に伴い、療養給付費負担金、老人保健医療費拠出金について、返還が生じたことによるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保4ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は115万5,000円の増額です。これは総務管理費及び徴税費においてのシステム改修費について、特別調整交付金により全額補助するものであります。

第9款繰入金、第2項基金繰入金は60万円の増額です。これは21年度の実績確定に伴う超過交付金返還金について、支払準備基金を取り崩して対応するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度川根本町老人保健特別会計  
補正予算（第 1 号）

議長（板谷 信君） 日程第11、議案第45号、平成22年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第45号、平成22年度川根本町老人保健特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236万9,000円とするものであります。

これは前年度の老人保健の実績に基づき、支払基金交付金、国庫負担金、県負担金についての精算するための補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の老保4ページをごらんください。

第2款諸支出金、第1項償還金は93万9,000円の増額です。これは前年度精算によるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の老保3ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は93万9,000円の増額です。これは今回平成21年度の医療費を負担割合ごとに算出し、精算するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、平成22年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第45号、平成22年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第46号 平成22年度川根本町介護保険事業特別  
会計補正予算(第1号)

議長(板谷 信君) 日程第12、議案第46号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第46号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,370万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,260万7,000円としたいものです。

これは前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金についての精算が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、財源更正です。

第7款諸支出金、第1項繰入金は49万8,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

第2項償還金及び還付加算金は1,320万9,000円の増額です。これは前年度の介護給付費及び地域支援事業分の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するためのものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護4ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は350万8,000円の減額です。これは前年度繰越金の全額計上によるものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は1,721万5,000円の増額です。前年度歳計剰余金です。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。



議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第47号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別  
会計補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 日程第13、議案第47号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第47号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、歳入歳出それぞれ3億1,450万円としたいものです。

第2表では、地方債の限度額の変更をお願いするものです。

今回の補正は、財源更正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

簡水5ページをごらんください。

第2款水道事業費、第2項水道建設費は、財源更正です。地名簡易水道整備事業に係る起債対象事業費の拡大による起債の増額です。

第3款公債費、第1項公債費も財源更正です。

第2款の一般財源減額分を公債費に充当し、基金を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水4ページをごらんください。

第6款繰入金、第2項基金繰入金は420万円の減額です。

第9款町債、第1項町債は420万円の増額です。これは地名簡易水道整備事業に係る過疎対策事業債及び簡易水道債の増額と、それに伴い基金を減額するものです。

第2表地方債補正につきましては、簡水2ページをごらんください。

地名簡易水道整備事業に係る過疎対策事業債及び簡易水道債を増額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

補正予算（第2号）

議長（板谷 信君） 日程第14、議案第48号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第48号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,362万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,447万4,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、現在休止しております千頭温泉調査業務等の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

温泉4ページをごらんください。

第2款温泉事業費、第1項温事業費は1,362万9,000円の増額です。これは千頭温泉源泉の孔内の洗浄、揚湯試験調査費を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

温泉3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は1,362万9,000円の増額です。今回の補正事業に係る一般会計繰入金を計上しました。

以上、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

千頭温泉の洗浄及び試験調査委託料が1,362万9,000円ということで見積もって、これを一般会計の繰入金で行う補正予算の中身なんですけども、7月の調査で管内がものすごく汚れていて、6年間で35mも沈殿物が沈積している可能性があり、洗浄する必要があるということや、ポンプの機種、高額なポンプをどれをつけたらいいかということや、設置位置を決める、設置位置、高さによっては温泉としての温度が保てなくなるということで、その位置を決めるのに揚湯試験を行うというのが今度の1,362万9,000円の委託の主な中身だと思うんですけども、この試験を行った結果、湯量や温度などでよい結果が得られなかったらどうするか、また、ポンプをつけ替えたりしても数年で故障する可能性が大きいということも言われているわけですから、今後どれくらいまでこういう故障を繰り返しても続けてもいいと町長は考えておられるのか。先ほどの一般会計の繰出金のところで中澤議員が質問されたのに対して、町長は、温泉の要件が満たされるならば続けられるようにしっかりと対応したいというふうに答えられましたし、お客様に来ていただくことによって周囲にも経済的波及効果が発生すると、だから何とか継続したいというふうに言われたものですから、全協のどこ

るでの説明では、利用者を旅館で4件、旬さんもあるわけですが、旅館ではないですけれども、そういう人たちへの説明を行って、断念、温泉使えない場合もあるんだよと、状況によっては、それも納得していただくということが、全協ではほぼ了解されていたような気がするんですけども、先ほどの答弁では、そういうことがまたほとんど消えてしまったという感じがするものですから、そのところを町長はどのように考えているのかお聞きいたします。

それと、町長が先ほど中澤議員の質問に対して言われた温泉法では、温泉が温泉である以上は、受給者の義務しか書かれていないというふうに、町の温泉管理条例ですか、書かれて、その受給者の、町の温泉管理条例で受給者の義務しか書かれていないということですか。受給者の義務というのはどういうことなのかお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 条例の内容については、今手元にありませんけれども、副町長が持っていますので、またその部分については改めて御説明を申し上げます。

今の御質問で前回の全協とニュアンスが違うというふうに言われました。決してそういうつもりではございません。ただ今回の調査をやるのに当たって、私自身としては、できれば今後とも温泉としてあそこが使えるような状態になればいいなという思いを持っていることは間違いございませんけれども、必ずしもそういう結果が出るとは限りませんので、万一温泉として温泉と呼べない状態というのは、成分がないとか、温度が、成分がないというのは今の段階で、仮に湯温検査をやって、いろいろな成分が出てきたという事態になれば別なんですけど、多分今でも単純温泉ということで、温度のみで温泉と言われているわけですよ。温度が25度以上に上がらないということになれば、必然的に温泉でなくなるわけですよ。その事態には廃止せざるを得ないというふうに千頭温泉については、一つは考えています。ただ、その場合とそれから先ほどの温泉を維持していく上で、ランニングコストがかなりかかると、その部分に財政が耐えうるのかという問題がまた別にあると思うんですよ。ですから、そういう現在の千頭温泉が持っている弱さといいますか、その説明を恐らく千頭温泉の受給者の方は全くわかってない状況ではないと思うんです。

ただ、彼らにしてみれば少なくとも一刻も早く回復してほしいという願いを持っていることは間違いのないわけですが、今後町がその千頭温泉として維持していくことが財政等との問題、あるいは地域その他もろもろのバランスといいますか、関係等々照らし合わせてみて、そこで余りにも過大な投資になるというようなことであるならば、その状況も説明して、場合によっては断念せざるを得ない、そういう状況もあり得るだろうというふうに思っています。

したがって、今回その調査をということで、段階を分けてやってきているというのは、本来ですと、復旧のための、復帰するための工事費を計上すればいいわけですが、検査のための委託料ということでの計上でもありますので、そこで判断をするわけでありまして、です

から、その検査をするに当たって、事前に利用者の方々にもいろいろ御説明を申し上げたりするということは、当然必要になってくるというふうに思っています。

議長（板谷 信君） もう1つのどうしますか。答えられますか。商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 先ほどの供給側の権利と申しますか、これは川根本町温泉管理条例の第26条に供給の処分という形でうたっております。これにつきましては、次の各号のいずれかに該当する行為をした者に対しましては、管理者は供給の停止又は許可の取り消しをすることができるということで、1つ目に、温泉を無断で他人又は他の法人に譲渡し、又は分湯したとき。2つ目に加入金、使用料を指定期限内に納付しないとき。3番目に使用料の不正を図ったとき。4つ目、勝手に供給装置を装着又は移動し、引湯施設に弊害を及ぼす行為をしたとき。それから、5つ目が立入調査を拒み、妨げ又は忌避したとき。6番目が温泉が使用廃止の状態にあると管理者が認めたととき。7つ目が温泉が異なる用途にしたとき。8番目、その他この条例に違反したときとなっております。

次に、管理者の管理義務ということで、16条にうたっております。読ませていただきますと、受給者は供給装置の使用について、善良な管理を行い、万一供給装置に異常が認められた場合は、直ちに保全の措置をしなければならない。2項として、受給者は供給装置を他の施設と連結して使用することにより、温泉の汚染又は温度の低下等をさせてはならないというふうにうたっております。

以上です。

議長（板谷 信君） 町の供給義務というのはそこにはないですよね。それを聞いたかったんじゃないですか。受給者の義務じゃなくて、町が条例で供給する義務を定めているのかということ。

商工観光課長（羽倉範行君） 26条の方は受給者側の関係です。

議長（板谷 信君） 受給者ってあれなら、供給者じゃないら。供給者が町でしょう。

商工観光課長（羽倉範行君） 供給の処分ということですので、相手方がこういった場合は供給者側が利用を取り消しますよという条文です。

議長（板谷 信君） 供給者である町が供給しなければならないという規定がどこにありますかというのを10番議員が聞いたもので。

はい、10番。

10番（鈴木多津枝君） 議長が大変温かい思いやりをして答弁を促してくださったんですけども、要するに町長は受給者の義務しか書いていないというふうに答えられたんですよね。それが先ほど今、羽倉課長が読み上げた、いわば違法行為に近いような行為をしたようなときは停止ができるよ、お金、使用料を払わなかったとか、無断で他人に又貸ししちゃったとか、やってはいけない行為をした場合は停止ができると。それと温泉が使用困難と供給側が判断したときも供給停止ができるということを今課長は言われたということで、供給側の供給者の義務というのは特にうたってなくて、こうやって条例にはちゃんと供給停止もあり得

るという規定になっていると思うんです。

だから、その点で先ほど町長が答えられました、当然調査をやる前には使用している人たち、加入者の人たちに状況説明をされるということですけども、温泉が温泉の要件を満たしていれば供給したいということは、この温泉に限っていうと、こういう工事を故障したたびに工事をやれば、やった後は温泉の要件はほぼ満たすわけですよね。そのためにクリーニングをやったり、ポンプをつけ替えたり、これに合うふさわしいポンプをつけ替えようというわけですから、だから温泉の要件がなくなるということは、ほぼないのではないかと思うんです。よっぽどそういうことをやっても、温泉に手を尽くしても、温泉の要件がなくなりましたということがあったら、もちろんそれは停止できるわけですけども、供給が困難な場合、使用が困難と判断した場合には、供給側と使用者との協議は当然行えるものだと私は思うんですけど、町長はどのように考えておられますか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） ですから、それは先ほどから申し上げているように、供給困難な状況が起これば当然廃止、いわゆる廃止せざるを得ない状況ですね。起これば当然話はできますし、ストップせざるを得ないということになると思います。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） そのことを私たちはもっと突き詰めて確認をしたいわけなんです。利用者とどこまで話し合いをするのか、どこまで説明をするのか、要するに断念もあり得るというのは、温泉が温泉としての要件を満たさなくなったときに断念もあり得るのではなくて、行政として供給が非常にいろいろな波及効果とか、経済的な費用対効果とか考えて、それからこれからのしばしば起こることが予測される余りいい温泉ではないと、そこにこれ以上お金をかけることも非常に難しいよという、そういう話し合いをされる、それでも今回はとにかくとりあえずというか、徹底的に調査をして、やはりポンプをつけてくみ出してほしいかね、それがもう何年も使うわからないような温泉なんだよということを、はっきり言ってそこに工事まで入れると6,000万以上のお金がかかるかもしれないわけですね。そういうものが必要なんだよという説明をされるのか、温泉供給されている人たちも、いや約束なんだからそれくらいのお金かけても当たり前だと言われるのかどうか、そのところを行政と温泉を使用されている方たちも町民の一人一人なものですから、温泉がなければ本当に経営が営業がだめなのかどうか、ほかに温泉やっていない旅館もたくさんあるわけですから、そういうことも含めてもしやめるとしたらどれくらいの補償を町がやる考えがあるかとか、そういうことも含めて話し合いをされる覚悟があるかどうかをお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 先ほど来申し上げていますように、当然そういうことも含めてお話しをしていきたいというふうに思っています。ただ、判断する場合に町の判断だけでもいけない部分が、きっと法的な部分もきっとあり得ると思うものですから、そこら辺も確認しなけ

ればいけないし、そういう意味で慎重な言い回しをしているんですが、やはり町の財政ですとか、行政全般の中で判断しなければならないそういう問題も恐らく出てくるというふうに思っていますので、そういう意味でいろいろな角度から検討して対処していかなければならないというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今の質問に補足質問ということになりますけれども、例えばですね、町長の言われる25度の温度を保つということは、それは今現在620mぐらいらしいですけれども、それが検査していったら700m、あるいは800mにいかないと25度が保てないと、そういう状況も予測ですけれども、考えられるわけですよ。そういう面も含めて、もう1回この前の240万ちょっとかけた検査の結果も踏まえて、4件の受給者とお話のときにですね、そういうある程度の1,000mまでいっても25度を無理して出して、それに合うモーターをポンプをつけるのかというような問題も出てきますので、そこら辺も先ほど言われましたけれども、財政的な勘案もするということでございますけれども、確認というか、お話の中でしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） そういうことも確認しながら進めていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第48号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第49号 平成22年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算(第1号)

議長(板谷 信君) 日程第15、議案第49号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第49号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,179万4,000円としたいものであります。

これは現在内科、心療内科、神経科を行っていますが、患者数の増加により診療内科での十分な対応が困難な状況となっているため、その対応のための補正が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は103万6,000円の増額です。これは、患者数増加により診療内科を受診される患者に時間的に十分な診療が困難な状況であるため、臨床心理士、レイキセラピスト各1名を非常勤臨時職員として補充し、診療の充実を図るもので、その報酬及び旅費を追加するものであります。

第2款医業費、第1項医業費は15万8,000円の増額です。これは、現在使用している心電計が購入時から15年経過し、故障への部品対応ができないため、購入まで機器を借り上げる費用を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は216万4,000円の減額です。これは前年度繰越金の増額によるものです。

第4款繰越金、第1項繰越金は335万8,000円の増額です。これは前年度繰越金を全額計上するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第49号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

- 日程第16 認定第1号 平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第2号 平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第3号 平成21年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第4号 平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第5号 平成21年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第6号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第7号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第8号 平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長(板谷 信君) 日程第16、認定第1号、平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第23、認定第8号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長。

会計管理者兼出納室長（山田俊男君） それでは、認定第1号から認定第8号まで一括御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度川根本町一般会計並びに各特別会計の認定をお願いするものであります。

まず、平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。決算書の一般1ページからごらんください。

歳入であります。

1款町税は、収入済額13億5,525万円で、前年度対比8,781万9,000円、6.1%の減となりました。軽自動車税は0.9%の増となりましたが、その他の税は減でありました。不納欠損額は111万4,000円、収入未済額は5,356万1,000円であります。

2款地方譲与税は、収入済額6,308万円で、前年度対比420万2,000円、6.2%の減となりました。自動車重量譲与税、地方道路譲与税等であります。

なお、2009年4月道路特定財源制度廃止に伴い改称された地方揮発油譲与税は1,018万2,000円でした。

3款利子割交付金は、収入済額327万円で、前年度対比54万5,000円、14.2%の減となりました。

4款配当割交付金は、収入済額108万8,000円で、前年度対比27万円、19.8%の減となりました。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額60万1,000円で、前年度対比1万7,000円、2.9%の増となりました。

6款地方消費税交付金は、収入済額8,532万8,000円で、前年度対比427万8,000円、5.2%の増となりました。

7款自動車取得税交付金は、収入済額2,397万9,000円で、前年度対比1,619万4,000円、40.3%の減となりました。

8款地方特例交付金は、収入済額1,677万2,000円で、前年度対比534万6,000円、46.7%の増となりました。地方特例交付金及び特別交付金の増によるものです。

9款地方交付税は、収入済額26億547万6,000円で、前年度対比7,662万8,000円、3.0%の増となりました。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額145万円で、前年度対比13万3,000円、10.1%の増となりました。

11款分担金及び負担金は、収入済額が3,174万1,000円で、児童福祉費負担金に収入未済額が170万6,000円あり、前年度対比71万5,000円、2.2%の減となりました。

12款使用料及び手数料は、収入済額6,588万2,000円で、前年度対比153万1,000円、2.3%の増となりました。飲料水供給施設給水使用料130万2,000円等の増があったものの、住宅使

用料で収入未済額が137万5,000円となっております。

13款国庫支出金は、収入済額8億4,125万円で、負担金、補助金及び委託金で、地域活性化・生活対策臨時交付金や地域活性化・経済危機対策臨時交付金等々により前年度対比6億6,623万2,000円、380.6%の増となりました。

14款県支出金は、収入済額6億4,790万円で、前年度対比1億5,393万5,000円、31.1%の増となりました。県補助金及び委託金等の増によるものでございます。

15款財産収入は、収入済額3,614万6,000円で、前年度対比303万4,000円、7.7%の減となりました。収入未済額が37万2,000円であります。

16款寄附金は、収入済額39万円で、前年度対比63万7,000円、62.0%の減となりました。ふるさと納税寄附金であります。

17款繰入金は、収入済額3,743万2,000円で、前年度対比1億159万2,000円、73.0%の減となりました。

18款繰越金は、収入済額1億7,098万円で、前年度対比3,389万円、24.7%の増となりました。

19款諸収入は、収入済額1億3,264万3,000円で、前年度対比1,707万3,000円、11.4%の減となりました。貸付金元利収入、受託事業収入及び雑入等の増減によるものであります。収入未済額が171万4,000円となっております。

20款町債は、収入済額3億8,690万円で、前年度対比1億1,820万円、23.4%の減となりました。

収入合計65億756万3,000円で、前年度対比5億9,170万7,000円、9.9%の増となりました。不納欠損額111万4,000円、収入未済額5,873万円であります。

続いて、歳出を説明いたします。

3ページをごらんください。

1款議会費は、支出済額6,376万4,000円、前年度対比512万2,000円、7.4%の減となりました。

2款総務費は、支出済額11億1,875万円で、前年度対比7,108万円、5.9%の減となりました。総務管理費、企画費が主なものであります。

3款民生費は、支出済額10億995万8,000円で、前年度対比6,318万4,000円、6.6%の増となりました。社会福祉費、児童福祉費等であります。

4款衛生費は、支出済額5億7,112万円で、前年度対比464万1,000円、0.8%の増となりました。保健衛生費及び清掃費であります。

5款労働費は、支出済額186万5,000円で、前年度対比19万6,000円、9.5%の減となりました。

6款農林水産業費は、支出済額7億2,150万5,000円で、前年度対比2億6,441万5,000円、57.8%の増となりました。美しい森林づくり基盤整備交付金事業費等がその要因であります。

7款商工費は、支出済額2億7,121万9,000円で、前年度対比2,767万1,000円、11.3%の増となりました。

8款土木費は、支出済額2億2,257万7,000円で、前年度対比5,918万9,000円、21.0%の減となりました。

9款消防費は、支出済額2億7,566万3,000円で、前年度対比4,299万8,000円、13.4%の減となりました。

10款教育費は、支出済額5億7,098万5,000円で、前年度対比1億585万5,000円、22.7%の増となりました。地域活性化、経済基金対策臨時交付金による校舎等改修工事費等でありませ

す。  
11款災害復旧費は、支出済額4,954万3,000円で、前年度対比3,442万1,000円、227.6%の増となりました。

12款公債費は、支出済額9億5,830万8,000円で、前年度対比8,121万3,000円、7.8%の減となりました。

13款予備費の支出済額の計上はありませんが、84万8,000円の流用をいたしました。

支出合計58億3,526万4,000円、前年度対比2億4,038万8,000円、4.3%の増となりました。翌年度繰越額4億6,963万8,000円、不用額は3億6,226万5,000円であります。

歳入歳出差引額は6億7,229万9,000円でありました。

次に、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書国保1ページからご覧ください。

歳入ですが、1款国民健康保険税は、収入済額1億7,617万円で、前年度対比1,679万8,000円、8.7%の減となりました。不納欠損額は193万8,000円、収入未済額は3,726万9,000円であります。

2款使用料及び手数料は、支出済額8万7,000円で、前年度対比4,000円、5.1%の減となりました。

3款国庫支出金は収入済額1億9,893万6,000円で、前年度対比1,313万2,000円、6.1%の減となりました。国庫負担金及び補助金であります。

4款療養給付費交付金は、収入済額4,956万7,000円で、前年度対比4,374万2,000円、46.8%の減となりました。

5款前期高齢者交付金は、収入済額2億9,017万9,000円で、前年度対比218万3,000円、0.7%の減でありました。

6款県支出金は、収入済額4,571万4,000円で、前年度対比137万8,000円、3.1%の増となりました。

7款共同事業交付金は、収入済額7,913万4,000円で、前年度対比917万1,000円、10.3%の減となりました。

8 款財産収入は、収入済額34万円で、前年度対比34万8,000円、50.5%の減となりました。

9 款繰入金は、収入済額6,309万6,000円で、前年度対比178万8,000円、2.9%の増となりました。一般会計繰入金、基金繰入金であります。

10 款繰越金は、収入済額 1 億3,179万1,000円で、前年度対比410万3,000円、3.2%の増となりました。

11 款諸収入は、収入済額187万3,000円で、前年度対比112万5,000円、150.4%の増となりました。延滞金加算金、預金利子等であります。

歳入合計10億3,689万2,000円、前年度対比7,698万6,000円、6.9%の減となりました。不納欠損額193万8,000円、収入未済額3,726万9,000円であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款総務費は、支出済額2,483万円、前年度対比146万5,000円、5.5%の減となりました。

2 款保険給付費は、支出済額 6 億800万9,000円で、前年度対比5,547万5,000円、8.3%の減となりました。

3 項移送費の支出はございませんでした。

3 款後期高齢者支援金は、支出済額 1 億2,241万5,000円であり、前年度対比687万円5.9%の増でした。

4 款前期高齢者納付金は、支出済額34万8,000円で、前年度対比19万2,000円、123.7%の増でした。

5 款老人保健拠出金は、支出済額1,809万9,000円で、前年度対比337万6,000円、22.9%の増となりました。

6 款介護給付金は、支出済額4,592万8,000円で、前年度対比159万6,000円、3.3%の減となりました。

7 款共同事業拠出金は、支出済額9,284万5,000円で、前年度対比485万1,000円、4.9%の減となりました。

8 款保健事業費は、支出済額1,110万4,000円で、前年度対比5,000円、0.04%の減となりました。

9 款基金積立金は34万円で、前年度対比34万8,000円、50.5%の減となりました。

10 款公債費は、支出がありませんでした。

11 款諸支出金は、支出済額1,190万5,000円で、前年度対比704万3,000円、144.8%の増となりました。

12 款予備費は、支出済額の計上はありませんが、293万2,000円の流用をいたしました。

歳出合計 9 億3,582万8,000円で、前年度対比4,625万8,000円、4.7%の減となりました。不用額は 1 億4,207万5,000円であります。

歳入歳出差引額は 1 億106万4,000円であります。

次に、平成21年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたし

ます。

決算書老保 1 ページをごらんください。

老人保健制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度に制度改正があり、歳入歳出合計とも減でありました。

まず、歳入ですが、1 款支払基金交付金は、収入済額67万4,000円で、前年度対比6,932万6,000円、99.0%の減となりました。

2 款国庫支出金は、収入済額296万4,000円で、前年度対比4,006万7,000円、93.1%の減となりました。

3 款県支出金の収入額はございませんでした。

4 款繰入金は、収入済額67万5,000円で、前年度対比939万円、93.2%の減となりました。これは一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金はございませんでした。

6 款諸収入は、収入済額164万1,000円、雑入で前年度対比127万5,000円、348.3%の増となりました。

歳入合計595万5,000円で、前年度対比 1 億2,830万3,000円、95.5%の減となりました。

次に、歳出を御説明いたします。

1 款医療諸費は、支出済額134万9,000円で、前年度対比 1 億1,707万4,000円、98.8%の減となりました。

2 款諸支出金は、支出済額460万5,000円で、前年度対比1,123万円、70.9%の減となりました。

歳出合計595万5,000円で、前年度対比 1 億2,830万3,000円、95.5%の減となりました。不用額は204万2,000円であります。

歳入歳出差引額はゼロ円であります。

次に、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計につきまして概要を説明いたします。

後期高齢者医療 1 ページをごらんください。

歳入ですが、1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額7,408万3,000円で、前年度対比24万9,000円、0.3%の増でした。収入未済額は56万3,000円でありました。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 2 万円、前年度対比 1 万5,000円、336.1%の増でありました。

3 款繰入金は、収入済額2,455万3,000円、前年度対比157万9,000円、6.8%の増でした。

4 款諸収入は、収入済額6,000円で、延滞金と預金利息であります。

5 款繰越金は、収入済額 8 万5,000円であります。

歳入合計9,874万8,000円、前年度対比192万6,000円、1.9%の増でありました。

続きまして、歳出であります。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額9,868万6,000円で、前年度対比196万1,000円、2.0%の増でありました。

2 款諸支出金は、支出済額 2 万3,000円、繰出金で前年度対比 1 万1,000円、105.0%の増でありました。

歳出合計9,871万円、前年度対比197万3,000円、2.0%の増となり、不用額は1,801万5,000円、歳入歳出差引額は 3 万8,000円でありました。

次に、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明申し上げます。

決算書介護 1 ページをごらんください。

1 款保険料は、収入済額 1 億4,910万3,000円で、前年度対比1,903万6,000円、14.6%の増となりました。不納欠損額 9 万3,000円、収入未済額は276万1,000円であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 2 万5,000円で、前年度対比 1 万円、65.1%の増となりました。

3 款国庫支出金は、収入済額 2 億5,296万1,000円で、前年度対比2,980万1,000円、13.3%の増となりました。

4 款支払基金交付金は、収入済額 2 億8,277万1,000円で、前年度対比1,256万8,000円、4.6%の増となりました。

5 款県支出金は、収入済額 1 億4,732万7,000円で、前年度対比1,679万2,000円、12.8%の増となりました。

6 款財産収入は、収入済額 9 万4,000円で、前年度対比 5 万2,000円、35.6%の減となりました。

7 款繰入金は、収入済額 1 億5,092万8,000円で、前年度対比998万円、6.2%の減となりました。

8 款繰越金は、収入済額61万円、前年度対比1,141万2,000円、94.9%の減となりました。

9 款諸収入は、収入済額 8 万5,000円で、前年度対比 5 万7,000円、40.1%の減となりました。

歳入合計 9 億8,390万7,000円で、前年度対比5,670万5,000円、6.1%の増となりました。不納欠損額 9 万3,000円で、収入未済額276万1,000円であります。

続きまして、歳出ですが、1 款総務費は、支出済額3,067万3,000円、前年度対比95万2,000円、3.1%の増となりました。総務管理費、徴収費、介護認定審査会費であります。

2 款保険給付費は、支出済額 9 億1,090万7,000円で、前年度対比4,108万3,000円、4.5%の増となりました。介護サービス等諸費や特定入所者介護サービス等費であります。

3 款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

4 款基金積立金は、支出済額 9 万4,000円で、前年度対比 5 万2,000円、35.6%の減となりました。

5款地域支援事業費は、支出済額2,192万円で、前年度対比591万円、36.9%の増となりました。

6款公債費の支出はありませんでした。

7款諸支出金は、支出済額309万5,000円で、前年度対比779万3,000円、71.5%の減となりました。繰出金及び償還金であります。

歳出合計9億6,669万1,000円で、前年度対比4,009万9,000円、4.3%の増となりました。不用額は1,921万5,000円であります。

歳入歳出差引額は1,721万6,000円であります。

次に、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書簡水1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金は、収入済額37万円で、前年度対比32万円、46.3%の減となりました。

2款使用料及び手数料は、収入済額1億1,905万3,000円で、前年度対比5万6,000円、0.04%の増となりました。不納欠損額33万6,000円、収入未済額958万円でありました。

3款財産収入は、収入済額97万3,000円で、前年度対比19万6,000円、16.7%の減となりました。

4款繰入金は、収入済額1億782万6,000円で、前年度対比1,221万円、10.1%の減となりました。一般会計繰入金及び基金繰入金であります。

5款繰越金は、収入済額84万3,000円、前年度対比270万2,000円、76.2%の減となりました。

6款諸収入は、収入済額149万2,000円で、前年度対比35万1,000円、19.0%の減となりました。

歳入合計2億3,055万9,000円、前年度対比1,572万3,000円、6.3%の減で、不納欠損額33万6,000円、収入未済額958万円となりました。

次に歳出ですが、1款総務費は支出済額3,104万3,000円、前年度対比741万6,000円、19.2%の減となりました。

2款水道事業費は、支出済額6,254万1,000円で、前年度対比1,652万2,000円、20.8%の減となりました。

3款公債費は、支出済額1億3,095万4,000円、前年度対比303万9,000円、2.3%の増となりました。

4款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計2億2,453万9,000円、前年度対比2,089万9,000円、8.5%の減となりました。翌年度繰越金額は1,971万4,000円、不用額は1,734万円であります。

歳入歳出差引額は601万9,000円であります。



次に、平成21年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書温泉 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は、収入済額413万4,000円で、前年度対比74万円、15.1%の減となりました。収入未済額が88万4,000円であります。

2 款財産収入は、収入済額 1 万2,000円、前年度対比 1 万4,000円、54.2%の減となりました。

3 款繰入金は、収入済額1,485万円で、前年度対比588万4,000円、28.3%の減となりました。一般会計繰入金であります。

4 款繰越金は、収入済額21万2,000円、前年度対比26万8,000円、55.8%の減となりました。

5 款諸収入は、収入額がございませんでした。

歳入合計1,920万9,000円で、前年度対比702万8,000円、26.7%の減となりました。収入未済額88万4,000円であります。

次に、歳出であります。

1 款総務費は、支出済額868万2,000円、前年度対比22万5,000円、2.5%の減となりました。

2 款温泉事業費は、支出済額1,041万3,000円で、前年度対比667万6,000円、39.0%の減となりました。

3 款基金管理費は、支出済額 1 万2,000円で、前年度対比 1 万4,000円、54.2%の減となりました。

4 款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計1,910万8,000円で、前年度対比691万6,000円、26.5%の減となりました。翌年度繰越額は1,000万円、不用額は177万円でありました。

歳入歳出差引額は10万円であります。

次に、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

決算書診療所 1 ページをごらんください。

1 款診療収入は、収入済額3,766万8,000円で、前年度対比609万4,000円、19.3%の増でした。外来収入及びその他診療報酬収入であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額16万5,000円で、前年対比18万4,000円、52.6%の減でした。

3 款繰入金の収入額はありませんでした。

4 款繰越金は 1 万2,000円であります。

5 款諸収入はありませんでした。

歳入合計3,784万6,000円、前年度対比921万4,000円、19.5%の減でありました。

次に、歳出でございます。

1 款総務費は、支出済額2,883万5,000円で、前年度対比1,261万3,000円、30.4%の減でありました。

2 款医業費は、支出済額565万1,000円で、前年度対比5万2,000円、0.9%の増でした。

3 款諸支出金の支出はありませんでした。

4 款予備費も支出がありませんでした。

歳出合計3,448万7,000円で、前年度対比1,256万1,000円、26.6%の減でした。不用額は561万2,000円でありました。

歳入歳出差引額は335万9,000円であります。

以上、簡単に決算の概要を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 次に、平成21年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告をいただきたいと思っております。代表監査委員、柳原義六君、お願いします。

代表監査委員（柳原義六君） 平成21年度の一般会計及び特別会計の決算審査について報告をいたします。

審査期日は、7月26日から30日の5日間で、川根本町役場第一会議室において審査を行いました。また、現地調査も最終日に行いました。

この意見書というものの一番最後のページに54ページに総括として載せさせていただきましたが、21年度一般会計及び特別会計決算について、関係課長及び担当者の出席を求め、慎重な審査を行いました。

総合的な意見としましては、3つ挙げてあります。町税及び国保税の収入確保はもちろんのこと、使用料、手数料、分担金、それから負担金の収入確保に万全を期すること、2つ目が町債の発行、債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見きわめながら、有効かつ適切な運用を期すること、3つ目に、事務事業の見直し、事務の改善合理化、効率化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること、総体的に平成21年度決算について、事業完遂と経費節減を評価するものであるが、今後ますます増大する行政需要、あるいは町民のニーズの多様化に対応するため、各課連携を密にして行政推進を図るとともに、職員の資質の向上、行政事務処理の効率化を推進されたい、歳入において、滞納繰越分を除けば町税をはじめ使用料等は高い収納率であります。

なお、事業実施に当たり、国・県補助金及び町債等有利な特定財源の確保に努力され、歳入の安定を図られたことに敬意を表する次第でございます。

しかし、一般会計、特別会計の歳入未済額が1億978万8,000円、前年比672万6,000円の増となり、毎年増加累積されております。不納欠損額については、348万3,000円で、前年の約半額であったが、滞納繰越分の町税及び使用料等の整理、解消について、今後特段の努力を強く要望いたします。

今後義務的経費をますます増加することが予想される一方、町税等の自主財源は減少傾向にあるので、行政改革を含め、今後の財政運営には格段の配慮をされたい。

なお、担当者より提出されました決算資料は、まことに当を得たものであり、限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加え、総括といたします。

なお、詳しい報告書はお手元に配付しました審査意見書をもってかえさせていただきます。以上です。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は認定第1号から認定第8号まで、すべてについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思いを。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

日程第24 認定第9号 平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏  
協議会歳入歳出決算の認定について

議長（板谷 信君） 日程第24、認定第9号、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長、お願いします。  
会計管理者兼出納室長（山田俊男君） 認定第9号の御説明をいたします。

平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定について、過日監査委員の審査を受けましたが、その意見書を添付し、議会の認定を求めるものであります。

なお、島田・榛原地区広域市町村圏協議会につきましては、平成21年度末をもって解散しましたので、地方自治法施行令第5条第3項の規定を準用し、3月31日をもって打ち切り決算とし、旧管理者であります島田市が決算の調整を行い、構成市町それぞれに監査及び議会の認定に付するものであります。

以下、決算の概要について申し上げます。

決算書は1ページに歳入歳出決算を、歳出明細書は2ページに記載してあります。

また、別紙の決算参考資料も添付されておりますので、ごらんください。

歳入合計26万8,231円、歳出合計26万8,231円、差引残額は0円であります。

歳入につきまして御説明いたします。

1項分担金及び負担金の収入済額は17万4,000円で、島田市・吉田町と本町の1市2町の負担金でございます。

2項諸収入の収入はございませんでした。

3項繰越金の収入済額は9万4,231円であります。

次に、歳出であります。

1項総務費、1目事務費は26万8,231円で、主な支出といたしましては、1節報酬は、監査委員2人分の報酬2万1,000円、12節役務費は10万1,148円で、そのうち空港を活用した観光客誘客を目的として、福岡市のコミュニティFMで観光PR放送等を実施した広告料として9万8,648円が主なものでございます。19節負担金、補助金及び交付金は、ふれあい合唱祭実行委員会への補助金13万円等13万5,000円でありました。

2項予備費の支出はございませんでした。

以上、決算の概要を御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 次に、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会会計の決算審査の結果について代表監査委員から御報告をいただきたいと思っております。代表監査委員、柳原義六君。

代表監査委員（柳原義六君） それでは、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算審査の結果について報告をいたします。

審査の対象は、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算で、平成22年8月12日木曜日に川根本町役場会議室において審査を行いました。

この審査に当たっては、当協議会の歳入歳出決算書及びその附属資料について、計数の確認を行いました。また、予算の執行状況、事業の実施の状況については、関係課の職員から

説明を求め、審査を実施いたしました。

審査の結果、決算書等の資料はいずれも関係法令に準拠し作成されており、その計数は正確であり、また予算の執行についても、適正であると認められました。

なお、詳しい報告は、お手元に配付いたしました審査意見書をもってかえさせていただきます。

以上です。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第9号、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、認定第9号、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

散 会

議長（板谷 信君） お諮りします。

特別委員会開催等の都合によって、9月8日から9月21日までの14日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、9月8日から9月21日までの14日間休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。  
御苦労さまでした。

散会 午後 3時33分